

平成30年第1回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成30年2月28日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号））	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について）	21
議 案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	27
議 案	2	市道路線の認定等について	31
議 案	3	指定管理者の指定の期間の変更について	43
議 案	4	都市公園を設置すべき区域の決定について	47
議 案	5	泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更に係る協議について	51
議 案	6	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に關する協議について	55
議 案	7	泉南市債権管理条例の制定について	59
議 案	8	泉南市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	73
議 案	9	泉南阪南共立火葬場条例の制定について	77

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	10	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議 案	11	一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	97
議 案	12	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	101
議 案	13	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	105
議 案	14	泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	109
議 案	15	災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について	113
議 案	16	泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	117
議 案	17	泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	121
議 案	18	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	125
議 案	19	泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	129
議 案	20	泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	133
議 案	21	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	137

議 案	22	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	141
議 案	23	泉南市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定について	147
議 案	24	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	151
議 案	25	南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	155
議 案	26	泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	159
議 案	27	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	165
議 案	28	平成 2 9 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 8 号）	169
議 案	29	平成 2 9 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）	239
議 案	30	平成 2 9 年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第 1 号）	245
議 案	31	平成 2 9 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	251
議 案	32	平成 2 9 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	261
議 案	33	平成 2 9 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）	275
議 案	34	平成 2 9 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	281

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	35	平成 2 9 年度泉南市水道事業会計補正予算（第 2 号）	291
議 案	36	平成 3 0 年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	37	平成 3 0 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議 案	38	平成 3 0 年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議 案	39	平成 3 0 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議 案	40	平成 3 0 年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議 案	41	平成 3 0 年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議 案	42	平成 3 0 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議 案	43	平成 3 0 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議 案	44	平成 3 0 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議 案	45	平成 3 0 年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議 案	46	平成 3 0 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊

議 案	47	平成 3 0 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議 案	48	平成 3 0 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	49	平成 3 0 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議 案	50	平成 3 0 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	51	平成 3 0 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	52	平成 3 0 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	53	平成 3 0 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	54	平成 3 0 年度泉南市水道事業会計予算	別冊

報告第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成 29 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 7 号）

専決理由

平成 29 年 10 月 21 日から 22 日にかけての台風 21 号の被害による災害復旧事業に要する経費及びふるさと泉南応援寄附金の増額、それに伴う経費について緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第7号

平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,200,886千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月26日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(12)分担金及び負担金		743,367	465	743,832
	2)分 担 金		465	465
(14)国庫支出金		4,638,205	5,068	4,643,273
	1)国庫負担金	3,684,878	5,068	3,689,946
(17)寄 附 金		103,014	30,086	133,100
	1)寄 附 金	103,014	30,086	133,100
(18)繰 入 金		1,515,826	12,414	1,528,240
	1)基金繰入金	1,501,090	12,414	1,513,504
(20)市 債		3,490,459	3,300	3,493,759
	1)市 債	3,490,459	3,300	3,493,759
歳 入 合 計		26,149,553	51,333	26,200,886

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(2) 総 務 費		2, 212, 160	12, 797	2, 224, 957
	1)総務管理費	1, 691, 529	12, 797	1, 704, 326
(11)諸支出金		425, 282	30, 086	455, 368
	4)ふるさと泉南水なす基金費	102, 914	30, 086	133, 000
(13)災害復旧費			8, 450	8, 450
	1)公共土木施設災害復旧費		2, 588	2, 588
	2)農業施設災害復旧費		5, 862	5, 862
歳 出 合 計		26, 149, 553	51, 333	26, 200, 886

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
災害復旧事業	千円 3,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政 府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀 行 その他	年以内 10	年以内 2	年賦又は半年賦、元利 均等又は元金均等、満 期一括又は当初の借入 額の2%以上を毎期ご とに償還	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合は、 その条件に従うことができる。 また、財政の都合により、償還 期限及び据置期間を短縮し、又 は繰上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	

平成 2 9 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 7 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 2 分担金及び負担金		743,367	465	743,832			
(2) 分 担 金			465	465			
	1) 農林水産業費分担金		465	465	1. 農業施設災害復旧 事業分担金	465	
1 4 国庫支出金		4,638,205	5,068	4,643,273			
(1) 国庫負担金		3,684,878	5,068	3,689,946			
	4) 災害復旧費負担金		5,068	5,068	1. 公共施設災害復旧 費負担金	1,539	
					2. 農業施設災害復旧 費負担金	3,529	
1 7 寄 附 金		103,014	30,086	133,100			
(1) 寄 附 金		103,014	30,086	133,100			
	1) 総務費寄附金	102,914	30,086	133,000	1. ふるさと泉南応援 寄附金	30,086	
1 8 繰 入 金		1,515,826	12,414	1,528,240			
(1) 基金繰入金		1,501,090	12,414	1,513,504			
	1) 財政調整基金繰入金	200,343	△383	199,960	1. 財政調整基金繰入金	△383	

款 18 繰 入 金 項 1 基金繰入金 目 1 財政調整基金繰入金

款 18 繰 入 金 項 1 基金繰入金 目 5 ふるさと創生事業推進基金繰入金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	5) ふるさと創生事業 推進基金繰入金	49,656	12,797	62,453	1. ふるさと創生事業 推進基金繰入金	12,797	
20 市 債		3,490,459	3,300	3,493,759			
(1) 市 債		3,490,459	3,300	3,493,759			
	11) 災害復旧事業債		3,300	3,300	1. 災害復旧事業債	3,300	公共土木施設災害 1,300 農業施設災害 2,000
歳 入 合 計		26,149,553	51,333	26,200,886			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2, 212, 160	12, 797	2, 224, 957	12, 797			
				繰入金 12, 797			
(1)総務管理費	1, 691, 529	12, 797	1, 704, 326	12, 797			
				繰入金 12, 797			
9)企 画 費	172, 429	12, 797	185, 226	12, 797			
				繰入金 12, 797			
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費 13. 委 託 料	762 12, 035		5, 410 52, 628
[4]ふるさと寄附推進事業	44, 829	12, 797	57, 626	12, 797		政策推進課	
				繰入金 12, 797			
				[ふるさと創生事業 推進基金繰入金 12, 797]			
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	762	郵便料 428 決済手数料 334	2, 645
				13. 委 託 料	12, 035	物産品配送業務委託料	41, 215
1 1 諸支出金	425, 282	30, 086	455, 368	30, 086			
				寄附金 30, 086			
(4)ふるさと泉南水 なす基金費	102, 914	30, 086	133, 000	30, 086			

款 11 諸支出金 項 4 ふるさと泉南水なす基金費

款 11 諸支出金 項 4 ふるさと泉南水なす基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				寄附金 30,086			
1)ふるさと泉南水 なす基金費	102,914	30,086	133,000	30,086			
				寄附金 30,086			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	30,086		102,914
[1]ふるさと泉南水 なす基金事業	102,914	30,086	133,000	30,086		政策推進課	
				寄附金 30,086			
				[ふるさと泉南応援 寄附金 30,086]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	30,086		102,914
1 3 災害復旧費		8,450	8,450	8,833	△383		
				分担金及び負担金 465			
				国庫支出金 5,068			
				市債 3,300			
(1)公共土木施設災 害復旧費		2,588	2,588	2,839	△251		
				国庫支出金 1,539			
				市債 1,300			

1) 公共土木施設災害復旧費		2, 588	2, 588	2, 839	△251		
				国庫支出金 1, 539			
				市債 1, 300			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2, 588		
[1] 公共土木施設災害復旧事業		2, 588	2, 588	2, 839	△251	下水道整備課	
				国庫支出金 1, 539			
				[公共施設災害復旧 費負担金 1, 539]			
				市債 1, 300			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 1, 300]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2, 588		
(2) 農業施設災害復旧費		5, 862	5, 862	5, 994	△132		
				分担金及び負担金 465			
				国庫支出金 3, 529			
				市債 2, 000			
1) 農業施設災害復旧費		5, 862	5, 862	5, 994	△132		

款 13 災害復旧費

項 2 農業施設災害復旧費

目 1 農業施設災害復旧費

款 13 災害復旧費

項 2 農業施設災害復旧費

目 1 農業施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				分担金及び負担金 465			
				国庫支出金 3,529			
				市債 2,000			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	5,862		
[1] 農業施設災害復旧事業		5,862	5,862				
				5,994	△132	産業観光課	
				分担金及び負担金 465			
				[農業施設災害復旧事業 分担金 465]			
				国庫支出金 3,529			
				[農業施設災害復旧費 負担金 3,529]			
				市債 2,000			
				[災害復旧事業債 農業施設災害 2,000]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	5,862		
歳 出 合 計	26,149,553	51,333	26,200,886	51,716	△383		
				分担金及び負担金 465			

				国庫支出金 5,068			
				寄附金 30,086			
				繰入金 12,797			
				市債 3,300			

款 13 災害復旧費

項 2 農業施設災害復旧費

目 1 農業施設災害復旧費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
2. 災 害 復 旧 費	0	98,038	3,300	101,338
(1) 土 木		98,038	1,300	99,338
(2) 農 林		0	2,000	2,000
計	4,625,959	28,300,585	4,629,259	28,303,885

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,910,798		8,910,798	34.0
(2) 地方譲与税	140,500		140,500	0.5
(3) 利子割交付金	11,800		11,800	0.1
(4) 配当割交付金	54,900		54,900	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	29,200		29,200	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,145,500		1,145,500	4.4
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,000		44,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	38,500		38,500	0.2
(9) 地方特例交付金	35,918		35,918	0.1
(10) 地方交付税	2,645,950		2,645,950	10.1
(11) 交通安全対策特別交付金	10,767		10,767	0.1
(12) 分担金及び負担金	743,367	465	743,832	2.8
(13) 使用料及び手数料	370,423		370,423	1.4
(14) 国庫支出金	4,638,205	5,068	4,643,273	17.7
(15) 府支出金	1,937,465		1,937,465	7.4
(16) 財産収入	50,872		50,872	0.2
(17) 寄 附 金	103,014	30,086	133,100	0.5
(18) 繰 入 金	1,515,826	12,414	1,528,240	5.8
(19) 諸 収 入	228,719		228,719	0.9
(20) 市 債	3,490,459	3,300	3,493,759	13.3
(21) 繰 越 金	3,370		3,370	—

2. 歳 出

(単位：千円・％)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 議 会 費	224,670		224,670	0.9
(2) 総 務 費	2,212,160	12,797	2,224,957	8.5
(3) 民 生 費	11,178,580		11,178,580	42.7
(4) 衛 生 費	2,675,791		2,675,791	10.2
(5) 農林水産業費	223,161		223,161	0.9
(6) 商 工 費	86,073		86,073	0.3
(7) 土 木 費	1,716,709		1,716,709	6.6
(8) 消 防 費	901,817		901,817	3.4
(9) 教 育 費	3,859,018		3,859,018	14.7
(10) 公 債 費	2,626,292		2,626,292	10.0
(11) 諸支出金	425,282	30,086	455,368	1.7
(12) 予 備 費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費		8,450	8,450	—
歳 出 合 計	26,149,553	51,333	26,200,886	100.0

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年2月28日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について

専決理由

留守家庭児童会費をはじめとする収入に係る一部の不適切な事務処理により、行政全般に多大な不信感をもたらした一連の経過を踏まえ、職員を指揮し、行政運営を担う責任者として、市長をはじめ、副市長及び教育長の特別職3名の給与の減額を平成30年3月1日から実施する必要から、専決処分したものである。

専決甲第 1 号

特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について

特別職の職員の給与に関する臨時措置条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 6 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

特別職の職員の給与に関する臨時措置条例

平成 30 年 3 月から支給する市長、副市長及び教育長の給料及び地域手当の額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年泉南市条例第 37 号）附則第 2 項の規定による給料の額及び第 4 条に規定する地域手当の額にそれぞれ 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 1 月間に支給する給料及び地域手当について適用する。

議案第 1 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達市場 1 9 4 0 番地の 3
氏 名 中橋 政美（なかはし まさみ）
生年月日 昭和 2 4 年 5 月 6 日
職 業 大学客員教授

提案理由

中橋政美氏が、平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再任の推薦をしたいので、意見を求めるものである。

議案第1号参考

中橋 政美 氏 経歴

昭和47年	5月	近畿大学理工学部経営工学科卒業
同 48年	4月	株式会社あすなろを設立
同 53年	4月	阪南町職員
同 55年	7月	社会教育主事取得
平成 1年	5月	国際交流団体 OSAKA IN THE WORLD 実行委員会を設立（現在に至る。）
同 21年	3月	阪南市退職
同 22年	2月	国立インドネシア教育大学客員教授（現在に至る。）
同 25年	1月	泉南市人権擁護委員（1期目）
同 27年	4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）
同 28年	1月	泉南市人権擁護委員（2期目）（現在に至る。）

議案第 2 号

市道路線の認定等について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、次の路線の認定及び廃止について
議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 廃止路線（既認定分）

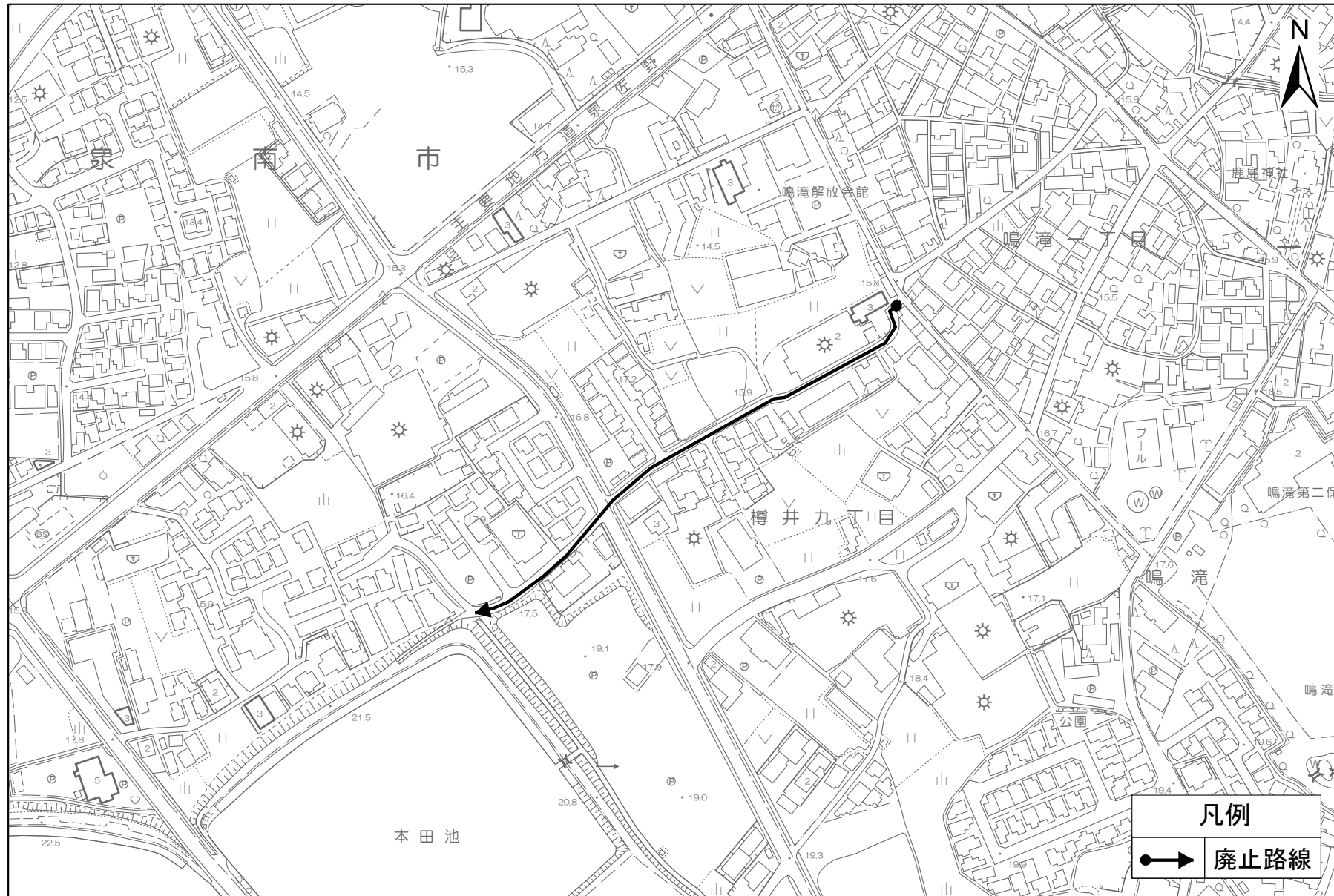
路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重要な 経過地
	終 点			
鳴滝芝手本田池線	鳴滝 1 1 7 9 番地先	6 . 9 m ～ 3 . 3 m	2 8 9 . 4 m	
	樽井 2 2 4 5 番地先			

2 認定路線

路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重要な 経過地
	終 点			
鳴滝芝手本田池線	鳴滝 1 1 7 9 番地先	6. 9 m ~ 3. 3 m	3 2 5. 8 m	
	樽井一丁目 9 8 3 - 1 番地先			
牧野西線	樽井 6 9 2 - 1 番地先	6. 0 m ~ 4. 0 m	4 5 8. 3 m	
	信達牧野 5 8 7 - 2 番地先			
市役所前畑線 3 号支線	樽井七丁目 1 2 8 8 - 6 番地先	6. 0 m ~ 5. 0 m	1 6 6. 7 m	
	樽井七丁目 1 2 8 8 - 9 番地先			
鳴滝芝手本田池線 5 号支線	樽井一丁目 1 0 9 1 - 5 番地先	6. 0 m ~ 5. 0 m	4 8. 4 m	
	樽井一丁目 1 0 9 1 - 8 番地先			
市場国道線	信達市場 1 4 4 4 - 4 番地先	6. 0 m ~ 5. 0 m	9 9. 9 m	
	信達市場 1 4 3 7 - 1 番地先			
新家駅高野別所線支線	新家 2 6 3 8 - 1 番地先	6. 0 m ~ 4. 4 m	2 2 0. 6 m	
	新家 2 7 8 7 - 1 番地先			
市民の里線	信達市場 2 4 6 4 - 1 9 番地先	1 0. 0 m ~ 5. 8 m	5 6 0. 2 m	
	信達市場 2 4 6 4 - 2 6 番地先			
牧野西線支線	信達牧野 8 7 8 - 1 0 番地先	6. 0 m	3 9. 8 m	
	信達牧野 8 7 8 - 1 3 番地先			

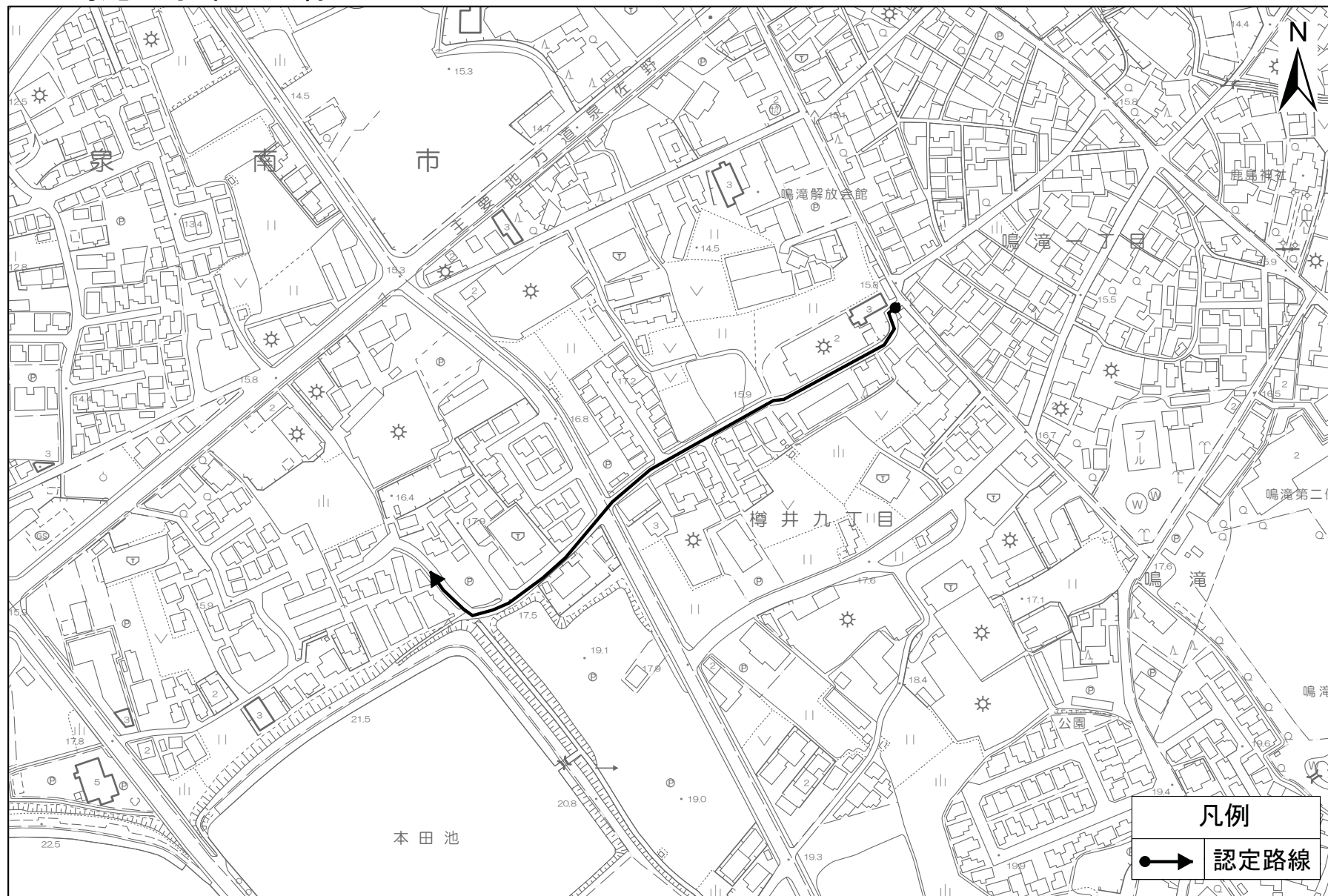
116 鳴滝芝手本田池線

廃止路線図



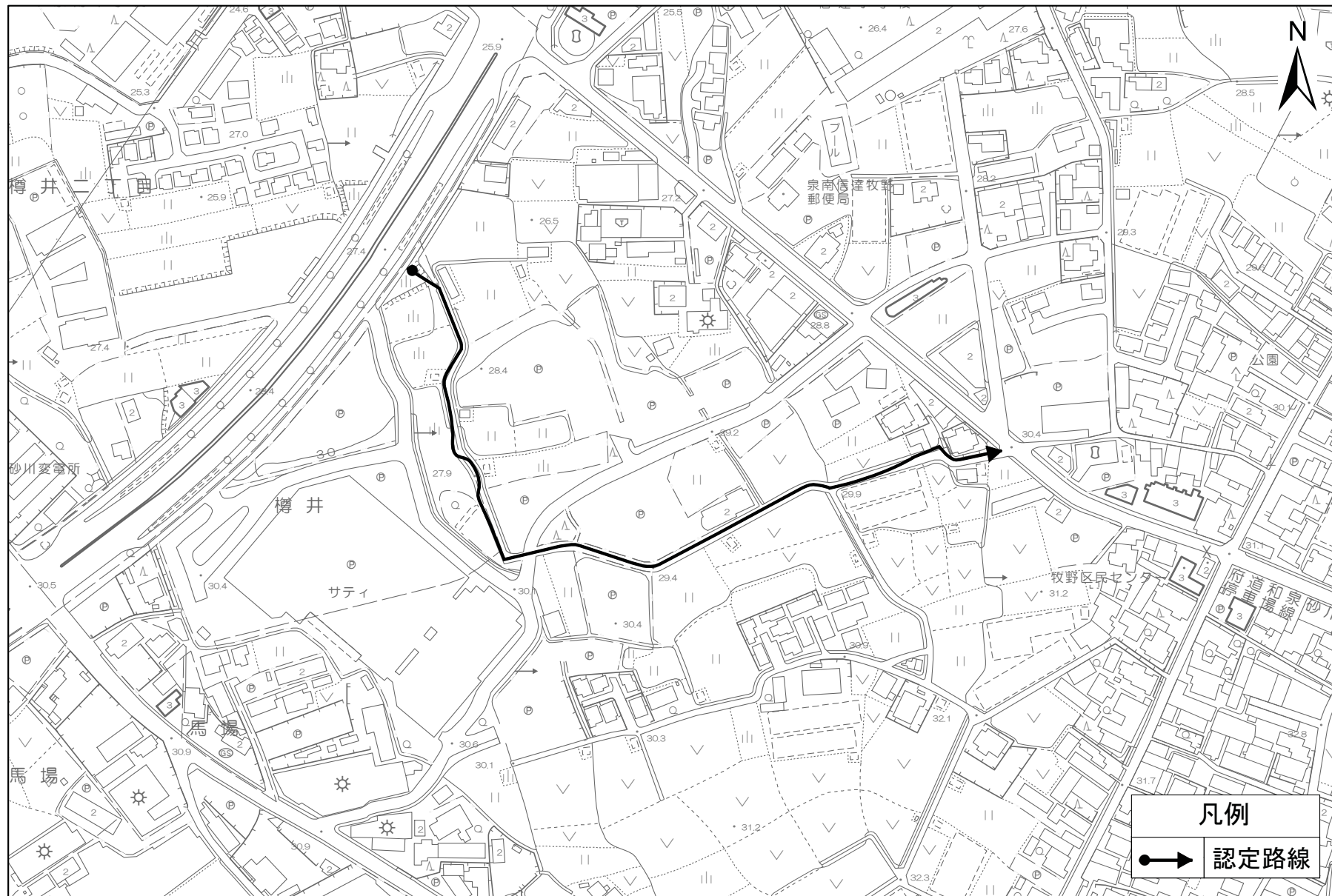
116 鳴滝芝手本田池線

認定路線図



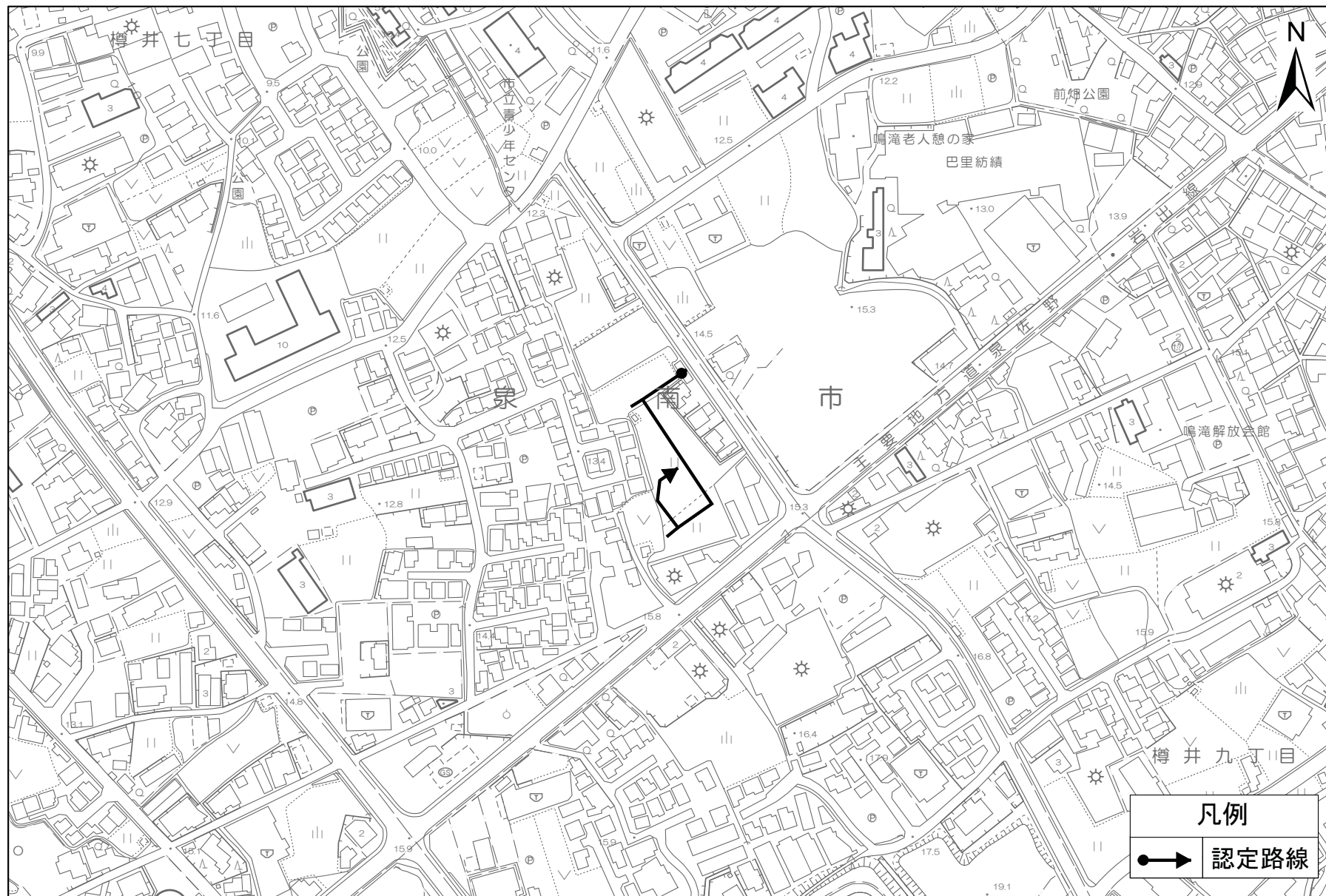
531 牧野西線

認定路線図



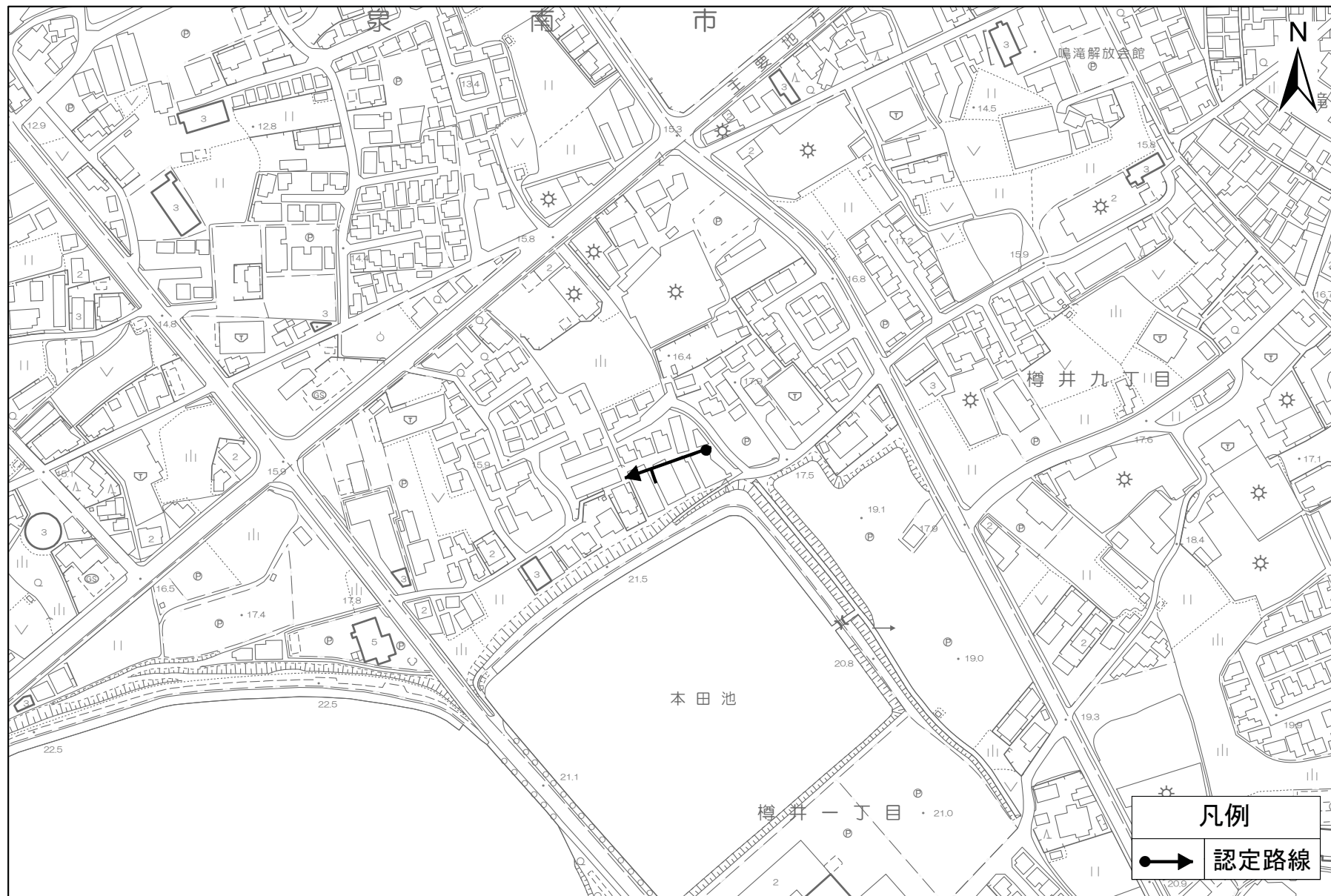
532 市役所前畑線3号支線

認定路線図



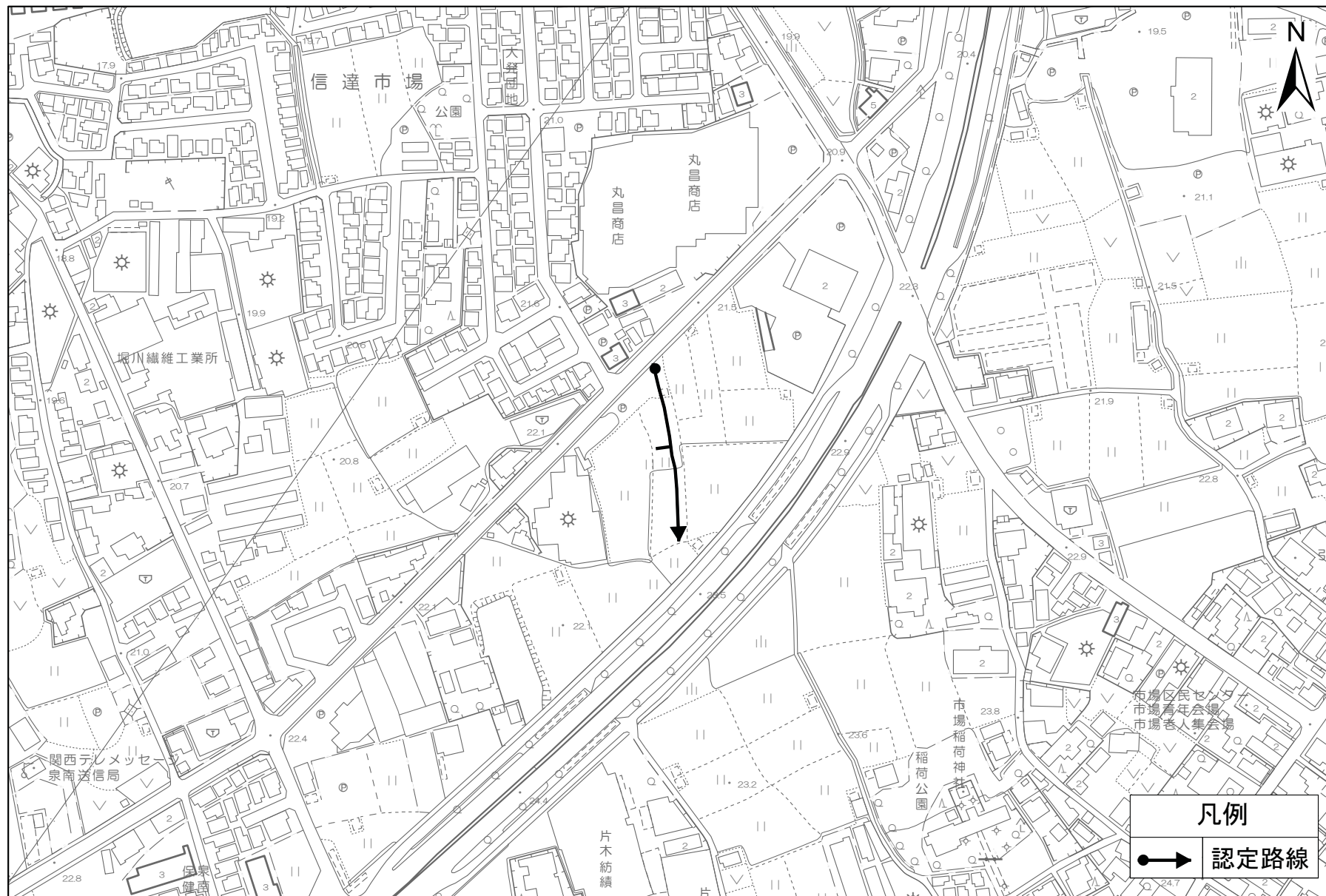
533 鳴滝芝手本田池線5号支線

認定路線図



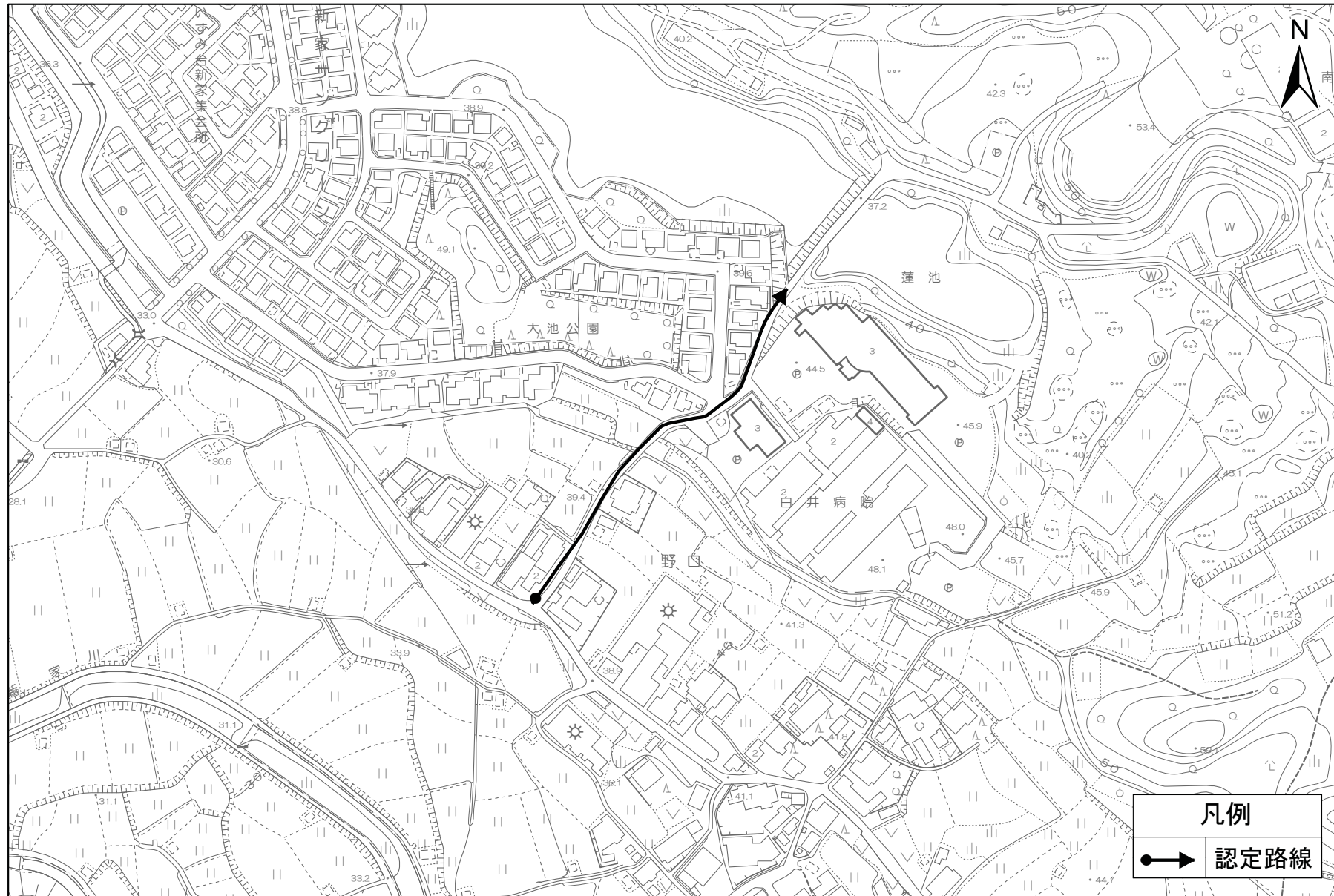
534 市場国道線

認定路線図



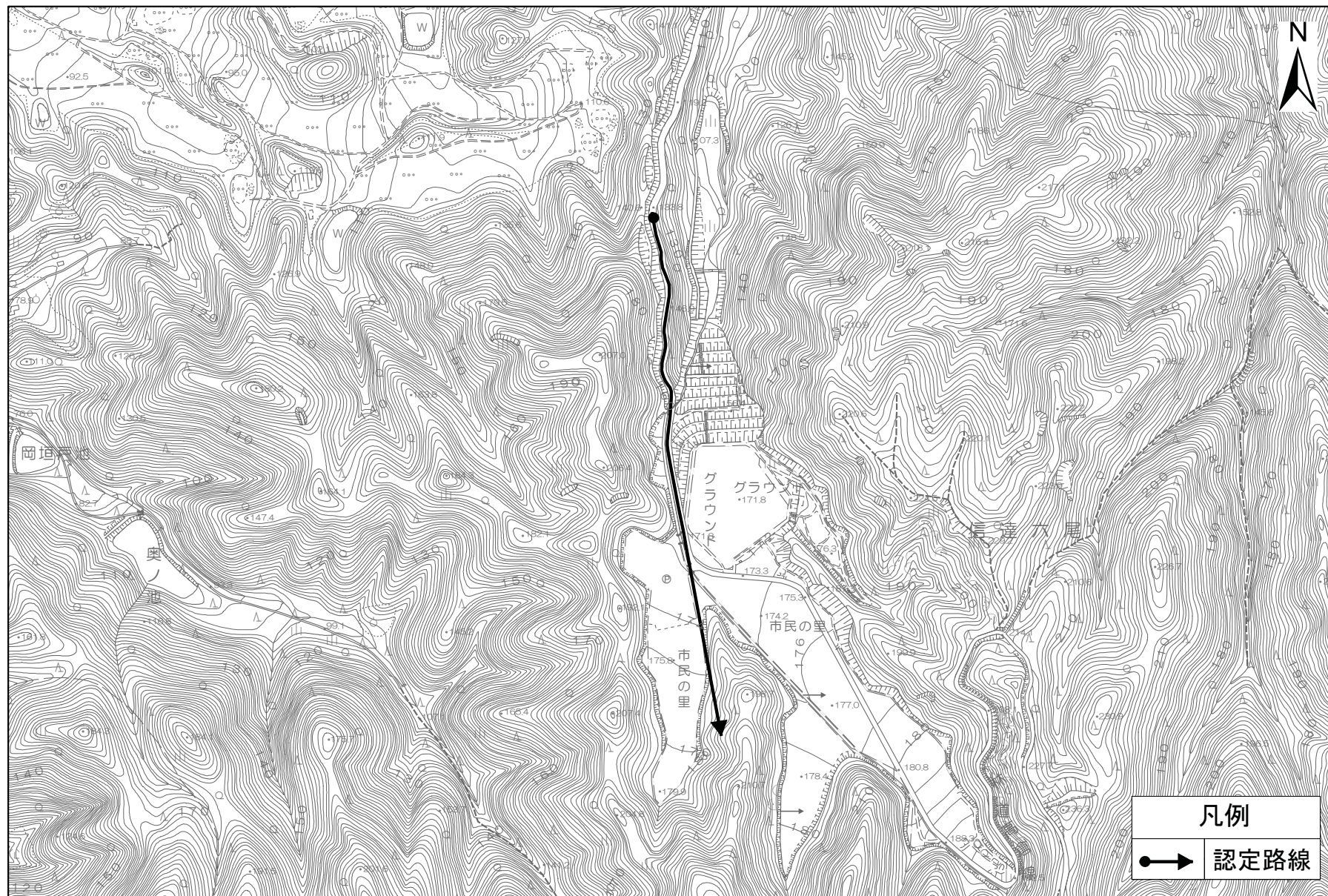
535 新家駅高野別所線支線

認定路線図



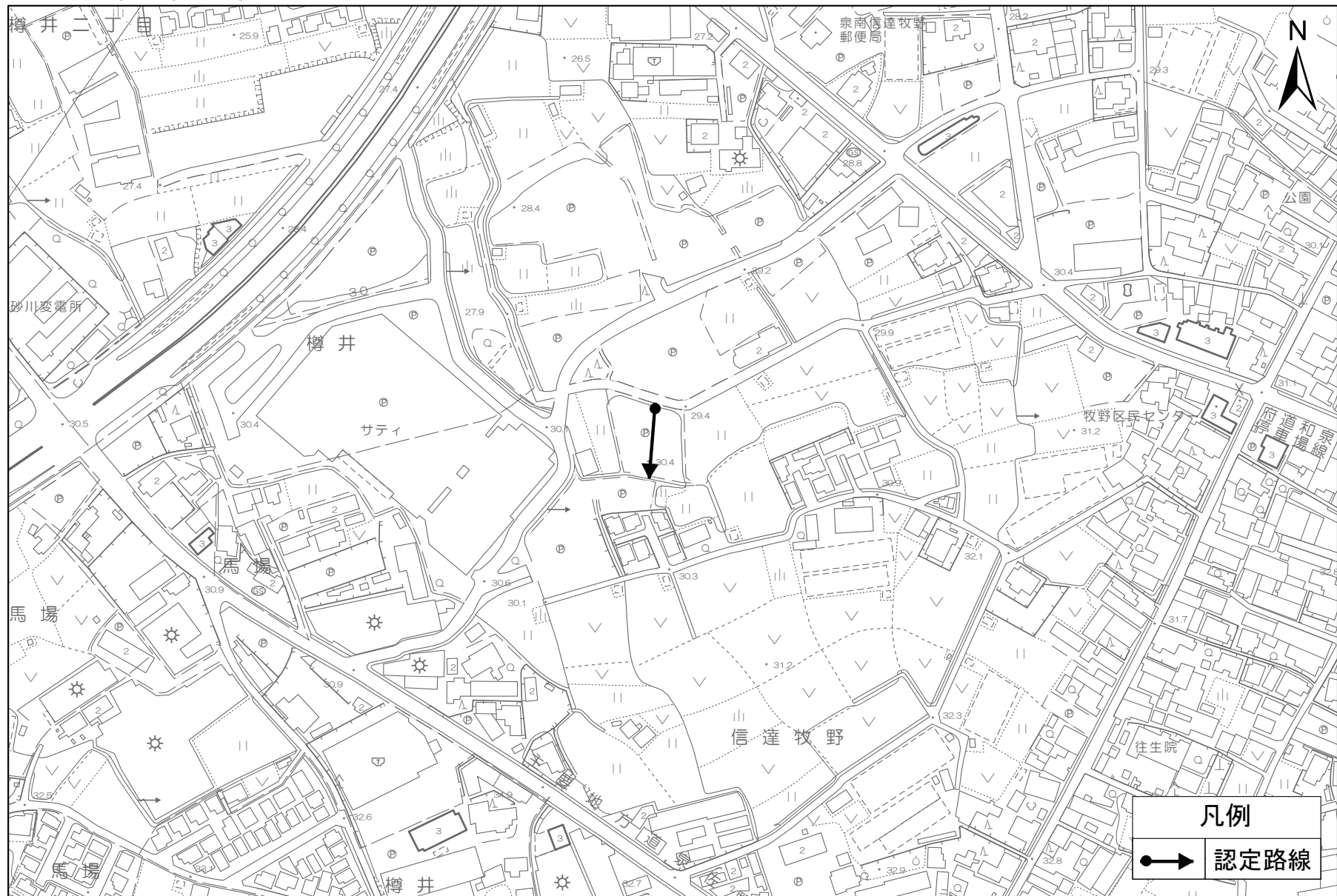
536 市民の里線

認定路線図



537 牧野西線支線

認定路線図



議案第 3 号

指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり、泉南市総合交流拠点施設の指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 指定の期間の変更

「平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

議案第 3 号参考

泉南市総合交流拠点施設の指定管理の概要

公の施設の名称	泉南市総合交流拠点施設
指定管理者	泉南市りんくう南浜 2 番地 5 株式会社 輝光 代表取締役 上野 直樹
設立年月日	平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日
団体の目的	泉南市の有する地域資源を活用し、産業の振興及び地域活性化を図ることを目的とする。
事業の概要	泉南市の有する農産品や特産品等の地域資源を活用した産業振興及び地域活性化についての調査及び研究
資 本 金	1, 7 0 0 万円

指定の期間を延長する理由

泉南市総合交流拠点施設が立地しているりんくうタウンエリアにおいて予定している（仮称）泉南市営りんくう公園整備等事業において、民間事業者の創意工夫を活かした提案と併せて、当該施設の運営手法について検討を行うため、このたび期間満了に伴う新たな指定管理者の選定を行うことなく、現行の指定の期間について延長を行うものである。

議案第 4 号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり都市公園を設置すべき区域の決定について、同条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

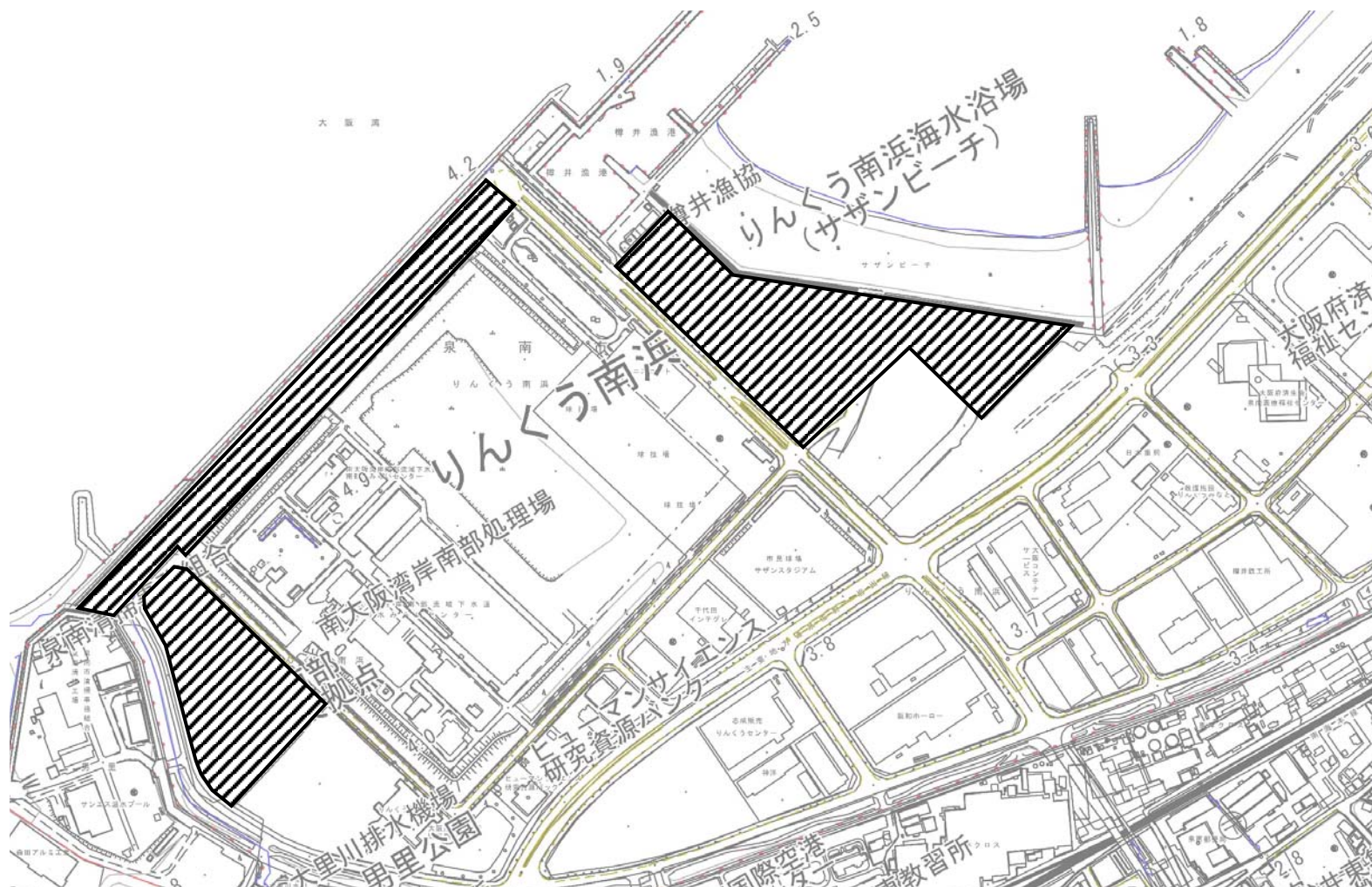
記

- 1 区域 泉南市りんくう南浜 2－2 0 1 外
- 2 面積 約 7. 9 ヘクタール

議案第4号参考（位置図）



都市公園を設置すべき区域



議案第 5 号

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更に係る協議について

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成 28 年 3 月 24 日泉南市告示第 38 号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、泉佐野市と協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の改正により、泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約中、委託事務の範囲に関する規定の一部を変更する必要があるため、泉佐野市と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成２８年３月２８日締結）の一部を次のように変更する。

第１条各号列記以外の部分中「、大阪府から」を「大阪府から」に、「次に掲げる環境農林水産行政に関する事務」を「事務及び泉南市の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの」に改め、同条中第７号及び第８号を削り、第９号を第７号とし、第１０号から第１４号までを２号ずつ繰り上げ、同条に次の１号を加える。

（１３）都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に関する事務のうち別に定めるもの、管理協定に関する事務並びに緑地保全・緑化推進法人に関する事務

附 則

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第 6 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の変更について、関係市町村と協議する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市」に改め、「四條畷市」の次に「、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」を加える。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

議案第 7 号

泉南市債権管理条例の制定について

泉南市債権管理条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

市が有する債権に関し、体系的な管理基準や処理基準等を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保するため、本条例を提案するものである。

泉南市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 公債権及び私債権をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生するものをいう。
- (5) 非強制徴収債権 公債権のうち強制徴収公債権以外のもの及び私債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令若しくは他の条例又はこれらに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する公営企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長の責務）

第4条 市長（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）に定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の管理を適正かつ効率的に進めるため、必要な体制を整備し、併せて職員の研修、債権管理マニュアルの作成等を行うことにより職員の育成を図らなければならない。

（債権管理台帳の整備）

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理台帳を整備しなければならない。

（徴収計画）

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、規則で定めるところにより、毎年度徴収計画を策定し、これを公表しなければならない。

（督促）

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、原則として履行期限後30日以内に、期限を指定して督促しなければならない。

（延滞金）

第8条 市長は、公債権（個別の条例に延滞金の徴収に関する定めのあるものを除く。以下この条において同じ。）に係る債務者に対して、前条の規定による督促をした場合において、当該公債権の額に、同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（同条の履行期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、同条の履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない理由があるとき、延滞金を減額することができる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該公債権の額に1,000円未満の端数があるときは

その端数を、当該公債権の額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

- 4 前3項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、その延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(遅延損害金)

第9条 市長は、私債権に係る債務者に対して、第7条の規定による督促をした場合においては、当該債権について履行期限までに履行しなかったことに伴う徴収金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

- 2 遅延損害金の割合は、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率とし、遅延損害金の減額、算定の方法その他必要な事項は、前条の規定（延滞金の割合に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条中「公債権」とあるのは「私債権」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替える。

(滞納処分等)

第10条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等（この条例及びこれに基づく規則を除く。）に定めるところにより、処理しなければならない。

(担保権の実行等)

第11条 市長は、担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求しなければならない。ただし、第16条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第17条の規定により履行期限を延長する措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(債務名義の取得等)

第12条 市長は、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条に規定する債務名義がない非強制徴収債権のうち、担保

が付されていないもので第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき又は前条本文に規定する措置をとってなお履行されないときは、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求する等の措置（第21条において「訴訟手続等の措置」という。）により同法第22条各号に掲げるいずれかの債務名義を取得しなければならない。

2 前条ただし書の規定は、前項の規定による債務名義の取得について準用する。

（強制執行）

第13条 市長は、債務名義のある非強制徴収債権（前条第1項の規定により債務名義を取得したものを含む。）については、速やかに、強制執行の手続をとらなければならない。

2 第11条ただし書の規定は、前項の規定による強制執行について準用する。

（履行期限の繰上げ）

第14条 市長は、非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第17条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第15条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第16条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第17条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であ

るとき。

- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金、遅延損害金その他の徴収金（以下「延滞金等の徴収金」という。）は、徴収すべきものとする。

（免除）

第18条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る延滞金等の徴収金を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により免除したときは、これを議会に報告しなければならない。

（放棄）

第19条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る延滞金等の徴収金を放棄することができる。

- (1) 私債権について消滅時効に係る時効期間が満了した場合において、時効の援用の意思が確認できないとき。
- (2) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける

権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (5) 第16条の規定による徴収停止の措置をとった債権であって、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なおその債権を履行させることが著しく困難又は不適當であるとき。

- 2 市長は、前項の規定により放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(個人情報の利用)

第20条 市長は、市の債権について、第10条から前条までの規定に基づく措置又は処分の判断に資する事項として必要と認めるときは、規則で定めるところにより、実施機関（泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）第2条第7号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報を、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。

- 2 実施機関は、収集目的外利用に際しては、当該実施機関が取り扱う市の債権の管理に必要な限度において利用するものとし、他の目的に利用してはならない。

- 3 実施機関は、収集目的外利用に際しては、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(専決処分)

第21条 市長は、第12条第1項に規定する訴訟手続等の措置のうち、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求（公営企業管理者の権限を行う市長が当該申立てにより履行を請求する場合を除く。）するに当たり、その一連の手続中に、法令の規定に基づき債務者から異議申立てがなされたことにより当該履行の請求が訴訟手続に移行する場合において、当該支払督促の申立てに係る請求金額（延滞金等の徴収金の金額を含む。）が100万円以下であるときは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴訟を提起することについて専決処分に付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により専決処分に付したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第22条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び附則第4項から附則第10項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する部分を除く。）の規定は、この条例の施行の際現に発生している債権について適用する。
- 3 この条例（第1項ただし書に規定する部分に限る。）の規定は、平成31年4月1日以後に発生する債権について適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 5 泉南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3月」を「1か月」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(泉南市介護保険条例の一部改正)

6 泉南市介護保険条例(平成12年泉南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「納付金額」の次に「が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該納付金額」を加え、「3箇月」を「1箇月」に改め、同項ただし書を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(泉南市土地改良事業分担金条例の一部改正)

7 泉南市土地改良事業分担金条例(平成8年泉南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「係る金額に」の次に「、」を、「応じ、」の次に「当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき」を加え、同条に次の3項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

4 市長は、受益者が納期限までに分担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

(泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正)

8 泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例（平成10年泉南市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「係る金額に」の次に「、」を、「応じ、」の次に「当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき」を加え、同条に次の3項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により算定された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

4 市長は、受益者又は事業参加資格者が納期限までに負担金又は特別徴収金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

（泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例の一部改正）

9 泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例（平成5年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「等の額」の次に「が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「確定金額に10円」を「確定金額に100円」に、「確定金額が10円」を「確定金額が1,000円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（泉南市道路占用条例の一部改正）

10 泉南市道路占用条例（昭和43年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第6条 市長は、占用料を納付期限までに納付しない者に対して、道路法第73条第1項に規定する督促をした場合において、当該占用料の金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であると

きは、当該金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数を、延滞金の金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

4 市長は、占有者が納付期日までに占用料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

議案第 8 号

泉南市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

泉南市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）第 6 条の規定による介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等が市の事務になることに伴い、その基準を定める必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第2条 法第79条第2項第1号に指定する条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条の3の2に定めるところによる。ただし、泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、役員が同条第2号に規定する暴力団員であるもの又は暴力団密接関係者である場合を除く。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）で定める基準及び次条に定めるところによる。

(記録の保存年限)

第4条 指定居宅介護支援等基準第29条第2項の規定の適用については、同項中「完結の日から2年間」とあるのは、「計画完了の日、サービスを提供した日等から5年間」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第4条の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪府条例第136号）第33条第2項の規定により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

議案第 9 号

泉南阪南共立火葬場条例の制定について

泉南阪南共立火葬場条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

現在建設事業を実施している（仮称）泉南阪南共立火葬場について、公の施設の名称を定め、指定管理者の選定の手続を行っていく必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南阪南共立火葬場条例

(設置)

第1条 公衆衛生の向上及び福祉の増進を図るため、本市に火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 泉南阪南共立火葬場

位置 泉南市信達市場2464番地の26

(管理)

第3条 火葬場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第3条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 泉南市社会福祉法人設立認可等審査会の項の次に次の1項を加える。

泉南阪南共立火葬場指定候補者選定委員会	泉南阪南共立火葬場の指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項
---------------------	----------------------------------

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 3 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表泉南市社会福祉法人設立認可等審査会委員の項の次に次の1項を加える。

泉南阪南共立火葬場指定候補者選定委員会委員	日額 7, 500円
-----------------------	------------

議案第 1 0 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、本市一般職の職員の給与について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改め、同項第3号中「100分の44」を「100分の49」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300

8	150, 400	205, 100	239, 900	275, 500	303, 400	333, 800	379, 200	423, 500
9	151, 500	206, 800	241, 200	277, 600	305, 400	335, 800	381, 700	425, 500
10	152, 900	208, 600	242, 700	279, 600	307, 700	338, 000	384, 400	427, 600
11	154, 200	210, 400	244, 300	281, 700	309, 900	340, 000	387, 000	429, 700
12	155, 500	212, 200	245, 700	283, 700	312, 200	342, 200	389, 700	431, 800
13	156, 800	213, 600	247, 200	285, 700	314, 300	344, 000	392, 100	433, 500
14	158, 300	215, 400	248, 700	287, 800	316, 400	346, 000	394, 400	435, 300
15	159, 800	217, 100	250, 000	289, 800	318, 600	348, 100	396, 600	437, 300
16	161, 400	218, 900	251, 400	291, 800	320, 700	350, 100	399, 000	439, 300
17	162, 700	220, 600	252, 900	293, 700	322, 700	351, 800	400, 800	441, 200
18	164, 200	222, 300	254, 600	295, 700	324, 700	353, 800	402, 800	443, 000
19	165, 700	223, 900	256, 300	297, 800	326, 700	355, 600	404, 700	444, 800
20	167, 200	225, 500	258, 100	299, 800	328, 700	357, 500	406, 500	446, 500
21	168, 600	227, 000	259, 700	301, 800	330, 500	359, 500	408, 400	448, 300
22	171, 300	228, 700	261, 500	303, 900	332, 600	361, 400	410, 200	449, 800
23	173, 900	230, 300	263, 200	305, 900	334, 600	363, 400	412, 000	451, 200
24	176, 500	231, 900	264, 900	308, 000	336, 700	365, 300	413, 900	452, 700
25	179, 200	233, 100	266, 900	309, 700	338, 100	367, 300	415, 700	454, 100
26	180, 900	234, 600	268, 800	311, 800	340, 000	369, 200	417, 200	455, 400
27	182, 600	236, 000	270, 600	313, 800	341, 900	371, 200	418, 700	456, 700

28	184, 300	237, 300	272, 400	315, 800	343, 800	373, 200	420, 300	457, 900
29	185, 800	238, 600	274, 100	317, 600	345, 500	374, 700	421, 900	458, 900
30	187, 600	239, 800	276, 000	319, 600	347, 400	376, 500	423, 200	459, 600
31	189, 400	240, 800	277, 900	321, 700	349, 300	378, 300	424, 500	460, 400
32	191, 100	242, 000	279, 600	323, 800	351, 100	379, 900	425, 700	461, 100
33	192, 700	243, 300	281, 200	325, 100	353, 000	381, 700	426, 900	461, 800
34	194, 200	244, 500	283, 100	327, 100	354, 800	383, 100	428, 200	462, 600
35	195, 700	245, 700	284, 900	329, 000	356, 600	384, 600	429, 500	463, 300
36	197, 200	247, 000	286, 800	331, 100	358, 300	386, 200	430, 700	463, 900
37	198, 500	247, 900	288, 400	333, 000	359, 700	387, 600	431, 900	464, 400
38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800	432, 700	465, 000
39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500	465, 600
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300	466, 200
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900	466, 700
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600	467, 200
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300	467, 600
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600	
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000	

48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700	
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200	
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600	
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000	
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400	
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800	
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200	
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600	
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900	
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200	
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600	
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900	
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200	
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500	
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700		
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000		
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300		
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600		
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900		
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200		

68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500		
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700		
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000		
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300		
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600		
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800		
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100		
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400		
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600		
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800		
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100		
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400		
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600		
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800		
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100		
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400		
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600		
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800		
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900			
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200			

88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400			
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600			
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900			
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200			
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400			
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600			
94		294, 400	342, 200					
95		294, 800	342, 700					
96		295, 200	343, 100					
97		295, 400	343, 200					
98		295, 700	343, 700					
99		296, 100	344, 100					
100		296, 500	344, 400					
101		296, 700	344, 700					
102		297, 000	345, 100					
103		297, 400	345, 500					
104		297, 700	345, 900					
105		297, 900	346, 400					
106		298, 200	346, 800					
107		298, 600	347, 200					

	108		298, 900	347, 600					
	109		299, 100	348, 100					
	110		299, 500	348, 500					
	111		299, 900	348, 800					
	112		300, 200	349, 100					
	113		300, 300	349, 600					
	114		300, 600						
	115		300, 900						
	116		301, 300						
	117		301, 500						
	118		301, 700						
	119		302, 000						
	120		302, 300						
	121		302, 700						
	122		302, 900						
	123		303, 200						
	124		303, 500						
	125		303, 800						
再任用職員		187, 300	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400	389, 500
任期付職員		188, 200	215, 900	260, 300	280, 600	296, 200	322, 200	364, 900	399, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	1	156,300	172,200	290,100
	2	157,800	174,300	292,700
	3	159,300	176,400	295,600
	4	160,800	178,600	298,100
	5	162,500	180,600	300,600
	6	164,400	182,800	303,000
	7	166,200	185,000	305,300
	8	168,000	187,200	307,700
	9	169,800	189,500	310,100
	10	171,900	192,300	312,700
	11	173,900	195,000	315,400
	12	175,900	197,700	318,300
	13	177,900	200,600	320,800
	14	180,100	202,300	322,800
	15	182,300	204,000	324,800

16	184,500	205,700	327,100
17	186,800	207,500	329,200
18	189,400	209,200	331,400
19	191,900	210,900	333,700
20	194,400	212,500	335,800
21	196,900	214,300	338,100
22	198,600	216,200	340,300
23	200,300	218,100	342,600
24	202,000	220,000	344,900
25	203,500	221,700	346,700
26	205,100	223,700	348,500
27	206,700	225,700	350,400
28	208,200	227,700	352,300
29	209,900	229,600	354,100
30	211,600	232,300	355,900
31	213,300	235,000	357,600
32	215,000	237,700	359,500

33	216, 500	240, 300	361, 000
34	218, 200	243, 100	362, 700
35	219, 900	245, 700	364, 200
36	221, 600	248, 400	366, 000
37	223, 100	250, 900	367, 900
38	224, 800	253, 400	369, 400
39	226, 500	255, 900	370, 800
40	228, 200	258, 200	372, 400
41	229, 800	260, 900	373, 500
42	231, 500	263, 300	374, 900
43	233, 100	265, 500	376, 300
44	234, 700	267, 700	377, 800
45	236, 400	269, 800	379, 300
46	237, 900	272, 000	380, 900
47	239, 200	274, 200	382, 500
48	240, 600	276, 200	384, 000
49	242, 000	278, 500	385, 400
50	243, 400	280, 500	386, 900
51	244, 900	282, 400	388, 400
52	246, 100	284, 400	389, 800

53	247, 200	286, 200	391, 000
54	248, 600	288, 600	392, 300
55	249, 800	290, 900	393, 400
56	251, 000	293, 400	394, 500
57	252, 200	295, 500	395, 900
58	253, 400	298, 000	397, 100
59	254, 500	300, 300	398, 300
60	255, 700	303, 000	399, 600
61	257, 100	305, 400	400, 800
62	258, 300	307, 800	401, 800
63	259, 500	310, 300	403, 200
64	260, 400	312, 600	404, 500
65	261, 400	314, 900	405, 700
66	262, 800	317, 100	406, 800
67	264, 200	319, 200	408, 000
68	265, 700	321, 400	409, 100
69	267, 300	323, 500	410, 100
70	268, 800	325, 600	411, 300
71	270, 300	327, 800	412, 500
72	271, 700	329, 800	413, 700

73	272, 700	331, 900	414, 300
74	273, 900	334, 000	415, 100
75	275, 200	336, 200	415, 800
76	276, 400	338, 400	416, 300
77	277, 700	340, 100	416, 600
78	278, 800	342, 000	417, 000
79	280, 000	343, 700	417, 400
80	281, 200	345, 500	417, 800
81	282, 400	347, 300	418, 100
82	283, 300	349, 100	418, 500
83	284, 500	350, 600	418, 900
84	285, 700	352, 400	419, 200
85	286, 700	353, 600	419, 500
86	287, 600	355, 200	419, 900
87	288, 300	356, 700	420, 300
88	289, 300	358, 200	420, 600
89	290, 300	359, 600	420, 900
90	291, 200	360, 900	421, 200
91	292, 100	362, 300	421, 500
92	293, 000	363, 700	421, 700

93	293, 300	365, 200	421, 900
94	294, 000	366, 500	
95	294, 700	367, 800	
96	295, 500	369, 000	
97	296, 300	370, 000	
98	297, 100	371, 000	
99	297, 900	372, 000	
100	298, 600	373, 000	
101	299, 500	373, 900	
102	300, 000	374, 900	
103	300, 500	375, 900	
104	301, 000	376, 900	
105	301, 200	377, 700	
106	301, 600	378, 600	
107	301, 900	379, 500	
108	302, 100	380, 500	
109	302, 300	381, 300	
110	302, 500	382, 300	
111	302, 800	383, 300	
112	303, 100	384, 300	

113	303, 300	384, 900	
114	303, 500	385, 800	
115	303, 700	386, 700	
116	304, 000	387, 600	
117	304, 300	388, 400	
118	304, 600	389, 100	
119	304, 900	389, 900	
120	305, 200	390, 700	
121	305, 300	391, 300	
122	305, 500	392, 100	
123	305, 800	392, 800	
124	306, 100	393, 500	
125	306, 300	394, 100	
126		394, 800	
127		395, 300	
128		395, 900	
129		396, 600	
130		397, 200	
131		397, 700	
132		398, 200	

133		398, 500	
134		398, 800	
135		399, 100	
136		399, 400	
137		399, 700	
138		400, 000	
139		400, 300	
140		400, 600	
141		400, 900	
142		401, 200	
143		401, 500	
144		401, 800	
145		402, 000	
146		402, 300	
147		402, 600	
148		402, 800	
149		403, 000	
150		403, 300	
151		403, 600	
152		403, 800	

	153		404, 000	
	154		404, 300	
	155		404, 600	
	156		404, 800	
	157		405, 000	
再任用職員		213, 700	259, 600	292, 200
任期付職員		214, 800	265, 600	299, 100

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭その他の職員で規則に定める者に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改め、同項第3号中「100分の49」を「100分の46.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「第1条改正後条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成29年4月1日から、第1条改正後条例第24条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払等)

第2条 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「第1条改正前条例」という。）の規定に基づいて支給された給与（一般職の給与に関する条例及

び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年泉南市条例第１８号。以下この項において「平成２７年改正給与条例」という。）附則第３項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第１条改正後条例の規定による給与（平成２７年改正給与条例附則第３項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

- ２ 第１条改正後条例第２４条第２項の規定に基づき支給される勤勉手当の額から、第１条改正前条例第２４条第２項の規定に基づいて支給された勤勉手当の額を減じて得た額に相当する勤勉手当の支給日については、条例第２４条第１項中「１５日を超えない範囲内において市長が定める日」とあるのは、「市長が定める日」と読み替える。

（委任）

第３条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 1 1 号

一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本市の財政状況を勘案し、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、職員の給料月額を減額する措置を行うため、本条例を提案するものである。

一般職の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって市の再建に資することを目的とする。

(一般職の職員の給料等の特例)

第2条 給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員を除く。）の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）第3条の規定にかかわらず、この規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 一般職給料表6級又は7級である職員 100分の98
- (2) 一般職給料表8級である職員 100分の97
- (3) 教育職給料表3級である職員 100分の98

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等を考慮し、本市職員の退職手当の支給について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に改め、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 号

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

一般職の職員の給与改定等に準じ、泉南市議会議員に対して支給する期末手当の支給月数を引き上げる措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払等）

第2条 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「第1条改正前条例」という。）の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

2 第1条改正後条例の規定に基づいて支給される期末手当の額から、第1条改正前条例の規定に基づいて支給された期末手当の額を減じて得た額に相当する期末手当の支給日については、泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例第4条第3

項に規定する一般職の職員の例である一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年泉南市条例第３０号）第２３条第１項中「１５日を超えない範囲内」とあるのは、「市長が定める範囲内」と読み替える。

議案第 1 4 号

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

基金を活用して得た収入の基金への積立について、所要の改正が必要なため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例の一部を改正する条例

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例（平成20年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「額は、」の次に「ふるさと応援」を、「寄附金の額」の次に「及び第2条に掲げる事業から生ずる収入の額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 29 年度税制改正に伴う地方税法の一部改正等により、本市関係条例においても所要の改正を行うため、本条例を提案するものである。

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（昭和 36 年泉南市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「第 9 号」を「第 10 号」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「第 8 号」を「第 9 号」に改め、同条第 5 項中「法附則第 33 条の 3 第 1 項」を「法附則第 33 条の 3 第 5 項」に改め、「法附則第 33 条の 4 第 1 項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」を削り、「法附則第 34 条第 1 項」を「法附則第 34 条第 4 項」に、「法附則第 35 条第 1 項」を「法附則第 35 条第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の 2 の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害による被災者に対する市税の減免に関する条例第 2 条の規定（同条第 1 項及び第 2 項に係る部分に限る。）は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 1 6 号

泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 2 9 年政令第 2 5 8 号）が施行されることに伴い、本市関係条例においても所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

泉南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を、「等に入院」の次に「等」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第3条を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 17 号

泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月28日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

所得税法の改正に伴い文言の整理をする必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

（泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料の規定について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「32,940円」を「36,420円」に改め、同項第2号中「42,822円」を「47,346円」に改め、同項第3号中「49,410円」を「54,630円」に改め、同項第4号中「55,998円」を「61,914円」に改め、同項第5号中「65,880円」を「72,840円」に改め、同項第6号中「82,350円」を「87,408円」に改め、同号ア中「金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「88,938円」を「94,692円」に改め、同項第8号中「92,232円」を「98,334円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第9号中「108,702円」を「116,544円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第10号中「115,290円」を「123,828円」に改め、同号イ中「に該当する者を除く。）」を削り、同項第11号中「121,878円」を「131,112円」に改め、同項第12号中「128,466円」を「145,680円」に改め、同項第13号中「131,760円」を「160,248円」に改め、同項第14号中「138,348円」を「174,816円」に改め、同項第15号中「144,936円」を「189,384円」に改め、同項第16号中「151,524円」を「203,952円」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲

げる」に、「前項第1号に該当する者の平成27年度」を「平成30年度」に、「平成28年度」を「平成32年度」に、「29,646円」を「32,778円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第7条 第2条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,646円とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の泉南市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する広域事務の基準について、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法人とする」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第131条の10の2に定めるところによる」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 2 0 号

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する広域事務の基準について、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年泉南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法人とする」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の27の2に定めるところによる」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）が施行されることに伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例（昭和 3 4 年泉南市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 この市が行う国民健康保険の事務

第 1 条の見出しを「（この市が行う国民健康保険の事務）」に改め、同条中「保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条の見出しを「（協議会の委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員」を「協議会」に改め、同条を第 2 条の 2 とし、第 2 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第 2 条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、泉南市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）という。

第 5 条第 1 項中「3 0, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に死亡した被保険者に係る泉南市国民健康保険条例第5条第1項の規定による葬祭費の額については、なお従前の例による。

議案第 22 号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 30 年 1 月 25 日に市長へ提出された泉南市国民健康保険運営協議会の答申を受けて、本市国民健康保険税率等の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（課税額）

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であ

るものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が510,000円を超える場合においては、基礎課税額は、510,000円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、170,000円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が140,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、140,000円とする。

第3条第1項中「9.65」を「9.75」に改める。

第5条中「25,600円」を「21,760円」に改める。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「23,700円」を「29,490円」に改め、同条第2号中「11,850円」を「14,745円」に改め、同条第3号中「17,775円」を「22,117円」に改める。

第6条中「100分の3.0」を「100分の3.33」に改める。

第7条の2中「7,800円」を「7,430円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「10,070円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「5,035円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「7,552円」に改める。

第8条中「100分の2.80」を「100分の2.50」に改める。

第9条の2中「9,200円」を「12,020円」に改める。

第9条の3を削る。

第23条中「470,000円」を「510,000円」に、「140,000円」を「170,000円」に、「120,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の泉南市国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの泉南市国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 23 号

泉南市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府令・建設省令第 3 号）の一部が改正されたことに伴い、標識番号を整理する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

泉南市道路標識の寸法に関する条例（平成25年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「116の3」を「116の5」に、「117の2-A」を「117の3-A」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公営住宅法等の改正により、条例の規定中で引用している条項の改正及び公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項に規定する者の家賃の額の決定方法について定める必要があるため、本条例を提案するものである。

市営住宅管理条例の一部を改正する条例

市営住宅管理条例（平成9年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第11条中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条第1項中「家質」を「家賃」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者が第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第13条第1項ただし書に規定する請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同条同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、令で定めるところにより、書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

- 第24条第1項中「法第29条第5項」を「法第29条第6項」に改め、同条第3項中「法第29条第7項」を「法第29条第8項」に改める。

第28条及び第29条中「令第11条」を「令第12条」に改める。

附則第5項中「法施行規則第10条」を「法施行規則第11条」に改める。

附則第6項中「法施行規則第11条」を「法施行規則第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、条例の規定中で引用している条項の改正の必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成12年泉南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「（り）」を「（ぬ）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 2 6 号

泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

水道事業は、平成 2 3 年 4 月の水道料金の改定以降、経営改善に努めた結果、安定した経営状況にある。このため、水道料金の改定を行いたく、本条例を提案するものである。

泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例

泉南市水道事業給水条例（昭和 4 6 年泉南市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表を次のように改める。

1 専用給水装置

区分 メーター口径等	基本料金（月額）		超過料金（1 m ³ につき）	
	基本水量	金額	水量	金額
13mm～20mm	0 m ³	826円	1 m ³ ～6 m ³ まで	17円
			7 m ³ ～20 m ³ まで	137円
			21 m ³ ～30 m ³ まで	160円
			31 m ³ ～50 m ³ まで	193円
			51 m ³ ～100 m ³ まで	231円
			101 m ³ ～200 m ³ まで	268円
			201 m ³ 以上	305円
25mm	0 m ³	2,350円	1 m ³ ～100 m ³ まで	231円
30mm		3,550円	101 m ³ ～200 m ³ まで	268円
40mm		7,350円	201 m ³ ～1,000 m ³ まで	305円

50mm		12,350円	1,001m ³ 以上	324円
75mm以上		37,350円		
湯屋用	200m ³	17,850円	201m ³ 以上	154円

別表第2第2号の表を次のように改める。

2 共用給水装置（給水装置1箇所につき）

区分 用途	基本料金（月額）		超過料金（1m ³ につき）	
	水量	金額	水量	金額
共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額		1m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え6m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	17円
			6m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え20m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	137円
			20m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え30m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	160円
			30m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え50m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	193円
			50m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え100m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	231円
			100m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え200m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	268円
			200m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超える分	305円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、前項の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の水道料金について適用し、施行日の前日までの水道料金については、なお従前の例による。

議案第 27 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「金額に、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた泉南市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支

給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 28 号

平成 29 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 29 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,920,124 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,280,762 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成30年2月28日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(12)分担金及び負担金		743,832	△409,968	333,864
	1)負担金	743,367	△409,968	333,399
(14)国庫支出金		4,643,273	△406,937	4,236,336
	1)国庫負担金	3,689,946	△50,613	3,639,333
	2)国庫補助金	937,062	△356,324	580,738
(15)府支出金		1,937,465	△39,833	1,897,632
	1)府負担金	1,282,832	△2,354	1,280,478
	2)府補助金	541,558	△29,766	511,792
	3)府委託金	113,075	△7,713	105,362
(16)財産収入		50,872	25,670	76,542
	2)財産売払収入	36,292	25,670	61,962
(17)寄附金		133,100	12,936	146,036
	1)寄附金	133,100	12,936	146,036
(18)繰入金		1,528,240	△385,654	1,142,586
	1)基金繰入金	1,513,504	△388,961	1,124,543

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2)財産区繰入金	14,736	3,307	18,043
(19)諸 収 入		228,719	36,562	265,281
	6)雑 入	216,298	36,562	252,860
(20)市 債		3,493,759	△1,752,900	1,740,859
	1)市 債	3,493,759	△1,752,900	1,740,859
歳 入 合 計		26,200,886	△2,920,124	23,280,762

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 議 会 費		224,670	△1,540	223,130
	1) 議 会 費	224,670	△1,540	223,130
(2) 総 務 費		2,224,957	2,160	2,227,117
	1) 総務管理費	1,704,326	5,881	1,710,207
	2) 徴 税 費	286,690	9,026	295,716
	3) 戸籍住民基本台帳費	145,924	△5,388	140,536
	4) 選 挙 費	61,617	△7,533	54,084
	5) 統計調査費	9,639	59	9,698
	6) 監査委員費	16,761	115	16,876
(3) 民 生 費		11,178,580	△52,708	11,125,872
	1) 社会福祉費	3,350,565	1,698	3,352,263
	2) 児童福祉費	4,080,940	△51,074	4,029,866
	3) 生活保護費	2,004,240	348	2,004,588
	4) 国民健康保険費	852,691	521	853,212
	5) 介護保険費	890,144	△4,201	885,943
(4) 衛 生 費		2,675,791	△821,737	1,854,054

款	項	補正前の額	補正額	計
	1)保健衛生費	1,481,864	△819,878	661,986
	2)清掃費	1,187,089	△1,859	1,185,230
(5) 農林水産業費		223,161	8,705	231,866
	1)農業費	208,978	8,705	217,683
(6) 商工費		86,073	△251	85,822
	1)商工費	86,073	△251	85,822
(7) 土木費		1,716,709	△162,376	1,554,333
	1)土木管理費	146,933	928	147,861
	2)道路橋梁費	300,023	△10,265	289,758
	4)都市計画費	1,179,077	△153,222	1,025,855
	5)住宅費	72,474	183	72,657
(9) 教育費		3,859,018	△1,931,533	1,927,485
	1)教育総務費	346,465	△2,602	343,863
	2)小学校費	409,455	7,084	416,539
	3)中学校費	2,166,378	△1,917,372	249,006
	4)幼稚園費	410,553	△14,145	396,408
	5)社会教育費	445,903	△4,564	441,339

	6)保健体育費	80,264	66	80,330
(11)諸支出金		455,368	39,156	494,524
	3)公債費管理基金費	33,090	25,670	58,760
	4)ふるさと泉南水なす基金費	133,000	13,446	146,446
	7)緑化基金費	737	40	777
(13)災害復旧費		8,450	0	8,450
	2)農業施設災害復旧費	5,862	0	5,862
歳 出 合 計		26,200,886	△2,920,124	23,280,762

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
9 教 育 費	3 中 学 校 費	泉南中学校建替事業	千円 3,386,370	平成28年度	千円 1,177,136	千円 3,154,156	平成28年度	千円 1,177,136
				平成29年度	1,917,490		平成29年度	0
				平成30年度	291,744		平成30年度	1,522,780
							平成31年度	454,240

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額
農 林 水 産 業 費	農 業 費	溜池改修事業	20,950千円
土 木 費	都 市 計 画 費	公園緑地等維持管理事業	6,625千円

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保育所整備事業	千円 36,100	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 33,000	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
火葬場整備事業	399,500	〃	〃	〃	129,100	〃	〃	〃
ごみ処理施設整備事業	12,200	〃	〃	〃	11,500	〃	〃	〃
農道整備事業	28,300	〃	〃	〃	26,000	〃	〃	〃
溜池改修事業	14,000	〃	〃	〃	23,000	〃	〃	〃
道路整備事業	92,500	〃	〃	〃	52,900	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	1,470,700	〃	〃	〃	24,200	〃	〃	〃
災害復旧事業	3,300	〃	〃	〃	4,000	〃	〃	〃

平成 2 9 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 8 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 2 分担金及び負担金		743,832	△409,968	333,864			
(1) 負 担 金		743,367	△409,968	333,399			
	2) 衛生費負担金	544,198	△409,968	134,230	1. 火葬場費負担金	△409,968	
1 4 国庫支出金		4,643,273	△406,937	4,236,336			
(1) 国庫負担金		3,689,946	△50,613	3,639,333			
	1) 民生費負担金	3,642,482	△9,032	3,633,450	2. 児童福祉費負担金	△2,650	助産施設入所措置費負担金 △1,480 母子生活支援施設入所措置費負担金 △1,170
					3. 児童手当負担金	△7,982	非被用者分 △4,517 特例給付分 243 被用者 0～3 歳未満分 222 被用者 3 歳～中学校修了前分 △3,930
					4. 児童扶養手当負担金	△400	
					7. 障害者自立支援給付費負担金	2,000	
					2. 新增築事業負担金	△41,581	屋内運動場新增築
	3) 教育費負担金	41,879	△41,581	298			
(2) 国庫補助金		937,062	△356,324	580,738			
	1) 総務費補助金	24,116	244	24,360	1. 個人番号カード交付事業費補助金	△1,238	
					3. 個人番号カード交付事務費補助金	1,482	

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 1 総務費補助金

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目 2 民生費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費補助金	413, 113	△557	412, 556	2. 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△557	自立支援教育訓練給付金事業費補助金 △93 高等職業訓練促進給付金等事業費補助金 △464
	4) 土木費補助金	181, 490	△84, 855	96, 635	1. 橋梁改修等事業補助金	△1, 100	
					3. 安全・安心住まいづくり支援事業補助金	△875	
					4. 砂川樫井線新設事業補助金	△72, 600	
					5. 和泉砂川駅周辺整備事業補助金	△6, 600	
					29. L E D照明導入補助金	△3, 680	
	5) 教育費補助金	314, 019	△271, 156	42, 863	1. 幼稚園就園奨励費補助金	△2, 500	私立分
					5. 学校教育設備整備費等補助金	△268, 656	
1 5 府支出金		1, 937, 465	△39, 833	1, 897, 632			
(1) 府負担金		1, 282, 832	△2, 354	1, 280, 478			
	1) 民生費負担金	1, 282, 425	△2, 354	1, 280, 071	1. 児童福祉費負担金	△1, 325	助産施設入所措置費負担金 △740 母子生活支援施設入所措置費負担金 △585
					2. 児童手当負担金	△2, 029	非被用者分 △1, 130 特例給付分 60 被用者 0 ～ 3 歳未滿分 24 被用者 3 歳～中学校修了前分 △983

					7. 障害者自立支援給 付費負担金	1,000	
(2) 府補助金		541,558	△29,766	511,792			
	1) 総務費補助金	28,017	△919	27,098	5. 広域福祉共同処理 事務移譲交付金	△919	
	2) 民生費補助金	347,186	1,137	348,323	11. 介護保険事業費補 助金	△2,484	介護施設等の整備に関する事業補助金
					13. 新子育て支援交付 金	3,508	
					37. 産休等代替職員費 補助金	113	
	6) 土木費補助金	35,268	△29,984	5,284	2. 木造住宅耐震診断 事業補助金	△313	
					6. 砂川樫井線新設事 業補助金	△29,700	
					16. 泉州南広域連携行 政事務交付金	29	
(3) 府委託金		113,075	△7,713	105,362			
	1) 総務費委託金	111,446	△7,713	103,733	5. 衆議院議員総選挙 委託金	△7,713	
1 6 財産収入		50,872	25,670	76,542			
(2) 財産売払収入		36,292	25,670	61,962			
	2) 不動産売払収入	34,292	25,670	59,962	1. 土地売払収入	25,670	公共用地売払収入

款 16 財産収入 項 2 財産売払収入 目 2 不動産売払収入

款 17 寄 附 金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
17 寄 附 金		133,100	12,936	146,036			
(1) 寄 附 金		133,100	12,936	146,036			
	1) 総務費寄附金	133,000	12,896	145,896	1. ふるさと泉南応援 寄附金	12,896	
	3) 土木費寄附金		40	40	1. 緑化事業寄附金	40	
18 繰 入 金		1,528,240	△385,654	1,142,586			
(1) 基金繰入金		1,513,504	△388,961	1,124,543			
	1) 財政調整基金繰入金	199,960	△80,633	119,327	1. 財政調整基金繰入金	△80,633	
	2) 公共施設整備基金繰入金	444,800	△300,300	144,500	1. 公共施設整備基金繰入金	△300,300	
	4) ふるさと泉南水なす基金繰入金	53,194	△1,500	51,694	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	△1,500	
	6) 地域福祉基金繰入金	37,397	△6,528	30,869	1. 地域福祉基金繰入金	△6,528	
(2) 財産区繰入金		14,736	3,307	18,043			
	1) 樽井地区財産区繰入金	11,446	2,495	13,941	1. 樽井地区財産区繰入金	2,495	
	2) 馬場財産区繰入金	3,290	812	4,102	1. 馬場財産区繰入金	812	
19 諸 収 入		228,719	36,562	265,281			

(6) 雑 入		216, 298	36, 562	252, 860			
	1) 雑 入	214, 605	550	215, 155	14. 雑 入	550	P R 用品販売代
	2) 過年度収入	1, 693	36, 012	37, 705	1. 過年度収入	36, 012	平成28年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金
2 0 市 債		3, 493, 759	△1, 752, 900	1, 740, 859			
(1) 市 債		3, 493, 759	△1, 752, 900	1, 740, 859			
	2) 民 生 債	108, 000	△3, 100	104, 900	3. 保育所整備事業債	△3, 100	
	3) 衛 生 債	411, 700	△271, 100	140, 600	1. 火葬場整備事業債	△270, 400	
					2. ごみ処理施設整備 事業債	△700	
	4) 農林水産業債	42, 300	6, 700	49, 000	1. 農道整備事業債	△2, 300	
					2. 溜池改修事業債	9, 000	
	5) 土 木 債	99, 200	△39, 600	59, 600	1. 道路整備事業債	△39, 600	
	7) 教 育 債	1, 500, 700	△1, 446, 500	54, 200	1. 学校教育施設等整 備事業債	△1, 446, 500	
	11) 災害復旧事業債	3, 300	700	4, 000	1. 災害復旧事業債	700	農業施設災害
	歳 入 合 計	26, 200, 886	△2, 920, 124	23, 280, 762			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 11 災害復旧事業債

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	224,670	△1,540	223,130		△1,540		
(1) 議 会 費	224,670	△1,540	223,130		△1,540		
1) 議 会 費	224,670	△1,540	223,130		△1,540		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△1,253 △16 △271		23,692 50,185 42,319
					△1,540		
[1] 人件費事業	203,668	△1,540	202,128	節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,253	一般職	23,692
				3. 職員手当等	△16	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△75 △83 368 △226
				4. 共 済 費	△271	共済組合納付金	42,319
					△7,469		
2 総 務 費	2,224,957	2,160	2,227,117	国庫支出金 244	9,629		
				府支出金 △7,713			
				諸収入			
(1) 総務管理費	1,704,326	5,881	1,710,207		5,881		
1) 一般管理費	181,449	415	181,864		415		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	51 286 78		47,025 28,357 15,398

[1]人件費事業	90,780	415	91,195		415		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	51	一般職	47,025
				3. 職員手当等	286	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△26 2 1 3 306 28,357
				4. 共 済 費	78	共済組合納付金	15,398
2)人事管理費	551,086	694	551,780		694		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	84		48,256
				3. 職員手当等	522		427,560
[1]人件費事業	529,341	694	530,035	4. 共 済 費	88		53,525
					694		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	84	一般職	48,256
				3. 職員手当等	522	地域手当 期末手当 勤勉手当	5 21 496 427,560
4)行政管理費	19,216	98	19,314	4. 共 済 費	88	共済組合納付金	53,525
					98		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	13		8,085
[1]人件費事業	15,508	98	15,606	3. 職員手当等	85		4,755
					98		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	13	一般職	8,085
[1]人件費事業	15,508	98	15,606	3. 職員手当等	85	地域手当 勤勉手当	1 84 4,755

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 4 行政管理費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 5 財政管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
5) 財政管理費	298,376	507	298,883		507		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	64		41,809
				3. 職員手当等	379		30,009
[1] 人件費事業	86,380	507	86,887	4. 共 済 費	64		14,562
					507		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	64	一般職	41,809
				3. 職員手当等	379	地域手当 4 住居手当 △135 通勤手当 70 期末手当 16 勤勉手当 424	30,009
				4. 共 済 費	64	共済組合納付金	14,562
6) 契約検査費	38,028	220	38,248		220		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6		18,554
				3. 職員手当等	188		11,094
[1] 人件費事業	36,349	220	36,569	4. 共 済 費	26		6,701
					220		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6	一般職	18,554
				3. 職員手当等	188	勤勉手当	11,094
				4. 共 済 費	26	共済組合納付金	6,701
7) 会計管理費	45,468	294	45,762		294		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	17		22,448
				3. 職員手当等	231		13,483
				4. 共 済 費	46		7,595

[1]人件費事業	43, 526	294	43, 820		294		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	17	一般職	22, 448
				3. 職員手当等	231	期末手当 勤勉手当	4 227 13, 483
				4. 共 済 費	46	共済組合納付金	7, 595
8)財産管理費	52, 785	180	52, 965		180		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	15		13, 640
				3. 職員手当等	148		10, 231
[1]人件費事業	28, 826	180	29, 006		180		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	15	一般職	13, 640
				3. 職員手当等	148	地域手当 期末手当 勤勉手当	1 4 143 10, 231
				4. 共 済 費	17	共済組合納付金	4, 955
9)企 画 費	185, 226	5, 491	190, 717		5, 491		
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費 13. 委 託 料	332 5, 159		6, 172 64, 663
[4]ふるさと寄附推進事業	57, 626	5, 491	63, 117		5, 491	政策推進課	
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	332	郵便料 決済手数料	207 125 3, 407
				13. 委 託 料	5, 159	物産品配送業務委託料	53, 250
10)情報管理費	200, 562	△2, 602	197, 960		△2, 602		

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 10 情報管理費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 10 情報管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5		2,086
				3. 職員手当等	10		889
				4. 共 済 費	2		410
				13. 委 託 料	△2,619		141,625
[1] 人件費事業	3,385	17	3,402		17		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5	一般職	2,086
				3. 職員手当等	10	勤勉手当	889
				4. 共 済 費	2	厚生年金保険料 健康保険料	410
[4] 泉南市行政LAN事業	78,205	△2,619	75,586		△2,619	総務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2,619	行政LANシステム委託料	38,728
12) 人権推進費	94,782	584	95,366		584		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	33		34,892
				3. 職員手当等	472		23,405
				4. 共 済 費	79		12,232
[1] 人件費事業	70,529	584	71,113		584		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	33	一般職	34,892
				3. 職員手当等	472	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	70 6 23 373
				4. 共 済 費	79	共済組合納付金	12,232
(2) 徴 税 費	286,690	9,026	295,716		9,026		

1)賦 課 費	160,330	624	160,954		624		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等	41 583		52,345 34,007
[1]人件費事業	104,418	624	105,042		624		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	41	一般職	52,345
				3. 職員手当等	583	地域手当 期末手当 勤勉手当 3 46 534	34,007
2)徴 収 費	125,160	8,402	133,562		8,402		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 23. 償還金、利子及び 割引料	△353 △388 △29 9,172		42,300 25,854 14,592 31,700
[1]人件費事業	82,746	△770	81,976		△770		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△353	一般職	42,300
				3. 職員手当等	△388	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当 △27 △20 △319 △22	25,854
				4. 共 済 費	△29	共済組合納付金	14,592
[2]市税徴収事務事業	42,076	9,172	51,248		9,172	税務課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	9,172	市税過誤納還付金及び還付加算金	31,700
(3)戸籍住民基本台 帳費	145,924	△5,388	140,536	244	△5,632		

款 2 総 務 費 項 3 戸籍住民基本台帳費

款 2 総 務 費 項 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 244			
				諸収入			
1) 戸籍住民基本台帳費	145,924	△5,388	140,536	244	△5,632		
				国庫支出金 244			
				諸収入			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 19. 負担金、補助及び 交付金	61 566 102 △6,117		56,797 29,729 17,545 7,250
[1] 人件費事業	104,071	729	104,800	888	△159		
				国庫支出金 206			
				[個人番号カード交付事務費補助金 206]			
				諸収入 682			
				[番号案内システム 広告モニター使用 料 682]			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	61	一般職	56,797
				3. 職員手当等	566	扶養手当 地域手当 期末手当	13 4 30 29,729

						勤勉手当	519	
				4. 共 済 費	102	共済組合納付金 厚生年金保険料	97 5	17, 545
[2]住民登録事務事業	21, 465	△6, 117	15, 348	△644	△5, 473	市民課		
				国庫支出金 38				
				[個人番号カード交付事業費補助金 △1, 238]				
				[個人番号カード交付事務費補助金 1, 276]				
				諸収入 △682				
				[番号案内システム 広告モニター使用 料 △682]				
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び 交付金	△6, 117	個人番号カード交付事業負担金		7, 250
(4)選 挙 費	61, 617	△7, 533	54, 084	△7, 713	180			
				府支出金 △7, 713				
1)選挙管理委員会 費	29, 319	180	29, 499		180			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	6			13, 750
				3. 職員手当等	145			8, 809
				4. 共 済 費	29			4, 833
[1]人件費事業	27, 392	180	27, 572		180			

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 1 選挙管理委員会費

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 1 選挙管理委員会費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6	一般職	13,750
				3. 職員手当等	145	地域手当 期末手当 勤勉手当	1 1 143 8,809
				4. 共 済 費	29	共済組合納付金	4,833
3) 衆議院議員総選挙費	29,281	△7,713	21,568		△7,713		
				府支出金	△7,713		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△126		1,338
				3. 職員手当等	△4,272		14,125
				7. 賃 金	△1,381		1,504
				8. 報 償 費	△36		189
				9. 旅 費	△8		12
				11. 需 用 費	△280		628
				12. 役 務 費	△464		2,530
				13. 委 託 料	△189		6,162
				14. 使用料及び賃借料	△922		1,678
				16. 原材料費	△35		35
[1]選挙等執行事業	29,281	△7,713	21,568		△7,713	選挙管理委員会事務局	
				府支出金	△7,713		
				[衆議院議員総選挙 委託金	△7,713]		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△126	開票立会人報酬	1,338
				3. 職員手当等	△4,272	超勤手当 管理職特別勤務手当	△3,600 △672 14,125
				7. 賃 金	△1,381	アルバイト賃金	1,504

				8. 報 償 費	△36	ポスター掲示場設置箇所謝礼	189
				9. 旅 費	△8	費用弁償 普通旅費	△2 △6 12
				11. 需 用 費	△280	消耗品費 食糧費 印刷製本費	△157 △31 △92 628
				12. 役 務 費	△464	郵便料 電話料 し尿汲取手数料 コピーパフォーマンス料 速報電話架設料 器具点検料 選挙事務従事者等傷害保険料	△165 △76 △4 △40 △81 △92 △6 2,530
				13. 委 託 料	△189	電算委託料 選挙公報配布委託料 ポスター掲示場設置及び撤去委託料 人材派遣委託料	△442 △287 △950 1,490 6,162
				14. 使用料及び賃借料	△922	駐車通行料 器具借上料 会場借上料 車両借上料	△14 △338 △546 △24 1,678
				16. 原材料費	△35		35
(5)統計調査費	9,639	59	9,698		59		
1)統計調査総務費	8,035	59	8,094		59		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	5 45 9		4,145 2,422 1,439
[1]人件費事業	8,006	59	8,065		59		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5	一般職	4,145
				3. 職員手当等	45	期末手当 勤勉手当	1 44 2,422
				4. 共 済 費	9	共済組合納付金	1,439

款 2 総 務 費 項 5 統計調査費 目 1 統計調査総務費

款 2 総 務 費 項 6 監査委員費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
(6)監査委員費	16, 761	115	16, 876		115		
1)監査委員費	16, 761	115	16, 876		115		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9		8, 634
				3. 職員手当等	88		4, 117
[1]人件費事業	15, 406	115	15, 521	4. 共 済 費	18		2, 655
					115		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9	一般職	8, 634
				3. 職員手当等	88	地域手当 期末手当 勤勉手当	1 2 85 4, 117
				4. 共 済 費	18	共済組合納付金	2, 655
3 民 生 費	11, 178, 580	△52, 708	11, 125, 872	△21, 683	△31, 025		
				分担金及び負担金			
				国庫支出金 △9, 589			
				府支出金 △2, 136			
				繰入金 △6, 858			
				市債 △3, 100			
(1)社会福祉費	3, 350, 565	1, 698	3, 352, 263	△1, 571	3, 269		
				国庫支出金 2, 000			
				府支出金 81			

				繰入金 △3,652			
1) 社会福祉総務費	439,372	555	439,927	△919	1,474		
				府支出金 △919			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 19. 負担金、補助及び 交付金	△1,850 208 △207 2,404		44,344 26,488 14,362 313,488
[1] 人件費事業	84,933	△1,849	83,084		△1,849		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,850	一般職	44,344
				3. 職員手当等	208	地域手当 期末手当 勤勉手当	△110 △33 351 26,227
				4. 共 済 費	△207	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	89 △191 △105 14,362
[5] 広域福祉共同処 理事務事業	28,446	2,404	30,850	△919	3,323	長寿社会推進課	
				府支出金 △919			
				[広域福祉共同処 理事務移譲交付金 △919]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	2,404	広域福祉共同処理事務事業負担金	28,356
5) 国民年金費	17,565	105	17,670		105		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	20		8,621

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 5 国民年金費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 5 国民年金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	85		5, 154
[1]人件費事業	16, 477	105	16, 582		105		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	20	一般職	8, 621
				3. 職員手当等	85	地域手当 期末手当 勤勉手当	2 5 78 5, 154
8)障害福祉費	1, 564, 550	2, 552	1, 567, 102		1, 008		
				国庫支出金			
				2, 000			
				府支出金			
				1, 000			
				繰入金			
				△1, 992			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	77		38, 774
				3. 職員手当等	443		22, 388
				4. 共 済 費	24		12, 897
				13. 委 託 料	△1, 992		72, 128
				20. 扶 助 費	4, 000		1, 406, 916
[1]人件費事業	73, 810	544	74, 354		544		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	77	一般職	38, 774
				3. 職員手当等	443	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	62 4 17 360 22, 139
				4. 共 済 費	24	厚生年金保険料 健康保険料	15 9 12, 897

[4]障害者自立支援 給付事業	1, 291, 807	4, 000	1, 295, 807	3, 000	1, 000	障害福祉課	
				国庫支出金 2, 000			
				[障害者自立支援給 付費負担金 2, 000]			
				府支出金 1, 000			
				[障害者自立支援給 付費負担金 1, 000]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	4, 000	就労継続支援給付費	1, 290, 360
[7]障害者相談支援 事業	37, 005	△1, 992	35, 013	△1, 992		障害福祉課	
				繰入金 △1, 992			
				[地域福祉基金繰入 金 △1, 992]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△1, 992	障害福祉計画等策定委託料	36, 205
9)老人福祉費	89, 914	△1, 514	88, 400	△1, 660	146		
				繰入金 △1, 660			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 13. 委 託 料	22 113 11 △1, 660		10, 741 6, 848 3, 653 22, 941
[1]人件費事業	21, 242	146	21, 388		146		

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	22	一般職	10,741
				3. 職員手当等	113	地域手当 期末手当 勤勉手当 2 4 107	6,848
				4. 共 済 費	11	共済組合納付金	3,653
[2]一般事務事業	3,359	△1,660	1,699	△1,660		長寿社会推進課	
				繰入金 △1,660 [地域福祉基金繰入金 △1,660]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△1,660	高齢者保健福祉計画策定委託料	2,878
(2)児童福祉費	4,080,940	△51,074	4,029,866	△14,752	△36,322		
				分担金及び負担金			
				国庫支出金 △11,589			
				府支出金 267			
				繰入金 △330			
				市債 △3,100			
1)児童福祉総務費	1,188,191	△11,898	1,176,293	△10,011	△1,887		
				国庫支出金 △7,982			
				府支出金 △2,029			

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	22		9,685
				3. 職員手当等	89		5,102
				4. 共 済 費	26		3,204
				20. 扶 助 費	△12,035		1,168,335
[1]人件費事業	17,991	137	18,128		137		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	22	一般職	9,685
				3. 職員手当等	89	地域手当 期末手当 勤勉手当	1 5 83 5,102
				4. 共 済 費	26	共済組合納付金	3,204
[2]児童手当事業	1,167,476	△12,035	1,155,441	△10,011	△2,024	生活福祉課	
				国庫支出金 △7,982			
				[児童手当負担金 △7,982]			
				府支出金 △2,029			
				[児童手当負担金 △2,029]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△12,035	児童手当費	1,165,935
2)子ども医療助成費	188,867	△21,000	167,867	3,508	△24,508		
				府支出金 3,508			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△21,000		180,042
[1]子ども医療助成事業	188,867	△21,000	167,867	3,508	△24,508	生活福祉課	

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 2 子ども医療助成費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 2 子ども医療助成費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 3,508 [新子育て支援交付金 3,508]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△21,000	子ども医療助成費	180,042
3) 母子福祉費	312,426	△7,241	305,185	△4,932	△2,309		
				国庫支出金 △3,607			
				府支出金 △1,325			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△7,241		308,791
[1] 児童扶養手当事業	297,029	△1,200	295,829	△400	△800	生活福祉課	
				国庫支出金 △400 [児童扶養手当負担金 △400]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△1,200	児童扶養手当費	296,422
[2] 助産施設入所事業	4,400	△2,960	1,440	△2,220	△740	生活福祉課	
				国庫支出金 △1,480 [助産施設入所措置費負担金 △1,480]			

				府支出金 △740 〔助産施設入所措置 費負担金 △740〕			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△2,960	助産施設入所扶助費	4,400
〔 3〕母子生活支援施設入所事業	3,120	△2,340	780	△1,755	△585	生活福祉課	
				国庫支出金 △1,170 〔母子生活支援施設 入所措置費負担金 △1,170〕			
				府支出金 △585 〔母子生活支援施設 入所措置費負担金 △585〕			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△2,340	母子生活支援施設入所扶助費	3,120
				△557	△184	生活福祉課	
〔 7〕母子家庭等対策 総合支援事業	5,440	△741	4,699	国庫支出金 △557 〔自立支援教育訓練 給付金事業費補助 金 △93〕 〔高等職業訓練促進 給付金等事業費補 助金 △464〕			

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 3 母子福祉費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 3 母子福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△741	高等職業訓練促進給付金 自立支援教育訓練給付金	4, 740
						△618 △123	
6) 保育教育支援費	1, 586, 731	△11, 610	1, 575, 121	△3, 430	△8, 180		
				繰入金 △330			
				市債 △3, 100			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費 18. 備品購入費 19. 負担金、補助及び 交付金	△3, 880 △330 △7, 400		51, 368 3, 200 1, 073, 225
[2] 保育所事業	224, 756	△3, 880	220, 876	△3, 100	△780	保育子育て支援課	
				市債 △3, 100			
				[保育所整備事業債 △3, 100]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△3, 880		45, 200
[3] 認定こども園事業	66, 395	△330	66, 065	△330		保育子育て支援課	
				繰入金 △330			
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 △330]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	△330	器具購入費	3, 200

[4]民間保育所等支援事業	1, 097, 147	△7, 400	1, 089, 747		△7, 400	保育子育て支援課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△7, 400	民間保育所等運営費単独補助金	1, 073, 081
7)子ども総合支援 センター費	194, 112	459	194, 571	113	346		
				分担金及び負担金			
				府支出金 113			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等	112 347		78, 879 32, 041
[1]人件費事業	131, 763	459	132, 222	113	346		
				分担金及び負担金 113			
				[障害児通所施設負 担金 113]			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	112	一般職	78, 879
				3. 職員手当等	347	地域手当 期末手当 勤勉手当 6 △88 429	32, 041
[3]児童発達支援事 業	29, 735	0	29, 735				
				分担金及び負担金 △113 [障害児通所施設負 担金 △113]			

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 7 子ども総合支援センター費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 7 子ども総合支援センター費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 113 [産休等代替職員費 補助金 113]			
8)地域子育て支援 センター事業費	40,224	216	40,440		216		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等	45 171		15,898 8,922
[1]人件費事業	30,212	216	30,428		216		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	45	一般職	15,898
				3. 職員手当等	171	地域手当 3 168 勤勉手当	8,922
(3)生活保護費	2,004,240	348	2,004,588		348		
1)生活保護費	2,004,240	348	2,004,588		348		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	46 275 27		44,375 24,527 13,647
[1]人件費事業	82,549	348	82,897		348		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	46	一般職	44,375
				3. 職員手当等	275	地域手当 2 16 257 期末手当 勤勉手当	24,527
				4. 共 済 費	27	共済組合納付金	13,647
(4)国民健康保険費	852,691	521	853,212		521		

1) 国民健康保険費	852, 691	521	853, 212		521		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	521		852, 691
[1] 国民健康保険特別会計繰出金事業	852, 691	521	853, 212		521	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	521	国民健康保険事業特別会計への繰出金	852, 691
(5) 介護保険費	890, 144	△4, 201	885, 943	△5, 360	1, 159		
				府支出金 △2, 484			
				繰入金 △2, 876			
1) 介護保険費	890, 144	△4, 201	885, 943	△5, 360	1, 159		
				府支出金 △2, 484			
				繰入金 △2, 876			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金 28. 繰 出 金	△2, 484 △1, 717		16, 870 873, 263
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	873, 263	△1, 717	871, 546	△2, 876	1, 159	長寿社会推進課	
				繰入金 △2, 876			
				[地域福祉基金繰入金 △2, 876]			
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△1, 717	介護保険事業特別会計への繰出金	873, 263

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[3]介護保険施設整備事業	15,970	△2,484	13,486	△2,484		長寿社会推進課	
				府支出金 △2,484 [介護施設等の整備に関する事業補助金 △2,484]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び交付金	△2,484	介護施設等の整備に関する事業補助金	15,970
4 衛 生 費	2,675,791	△821,737	1,854,054	△681,068	△140,669		
				分担金及び負担金 △409,968			
				市債 △271,100			
(1)保健衛生費	1,481,864	△819,878	661,986	△680,368	△139,510		
				分担金及び負担金 △409,968			
				市債 △270,400			
7)火葬場費	1,096,323	△819,936	276,387	△680,368	△139,568		
				分担金及び負担金 △409,968			
				市債 △270,400			
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料 15. 工事請負費	△20,297 △799,639		38,828 1,050,646
[2]火葬場建設事業	1,078,632	△819,936	258,696	△680,368	△139,568	環境整備課	

				分担金及び負担金 △409,968 [火葬場費負担金 △409,968]				
				市債 △270,400 [火葬場整備事業債 △270,400]				
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	△20,297	監理委託料 予約システム委託料 事業者選定支援業務委託料	△7,709 △6,000 △6,588	27,497
				15. 工事請負費	△799,639			1,050,646
				8) 公害対策費	17,164	58	17,222	
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	5 44 9			4,257 2,671 1,442
[1] 人件費事業	8,370	58	8,428		58			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	5	一般職		4,257
				3. 職員手当等	44	勤勉手当		2,671
				4. 共 済 費	9	共済組合納付金		1,442
(2) 清 掃 費	1,187,089	△1,859	1,185,230	△700	△1,159			
				市債 △700				
1) 清掃総務費	49,376	281	49,657		281			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	4 231 46			22,891 13,877 7,953

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 1 清掃総務費

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 1 清掃総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]人件費事業	44, 721	281	45, 002		281		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4	一般職	22, 891
				3. 職員手当等	231	勤勉手当	13, 877
				4. 共 済 費	46	共済組合納付金	7, 953
2)塵芥処理費	964, 796	△2, 140	962, 656	△700	△1, 440		
				市債 △700			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 18. 備品購入費	△1, 060 △73 △1, 007		127, 712 79, 134 16, 400
[1]人件費事業	250, 024	△1, 133	248, 891		△1, 133		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1, 060	一般職	127, 712
				3. 職員手当等	△73	地域手当 通勤手当 △59 △14	79, 134
[5]塵芥収集車両整備事業	16, 300	△1, 007	15, 293	△700	△307	清掃課	
				市債 △700			
				[ごみ処理施設整備 事業債 △700]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	△1, 007	自動車購入費	16, 300
5 農林水産業費	223, 161	8, 705	231, 866	8, 837	△132		

				繰入金 2,137			
				市債 6,700			
(1) 農 業 費	208,978	8,705	217,683	8,837	△132		
				繰入金 2,137			
				市債 6,700			
1) 農業委員会費	34,496	201	34,697		201		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	18		15,231
				3. 職員手当等	154		9,168
				4. 共 済 費	29		5,116
[1] 人件費事業	33,013	201	33,214		201		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	18	一般職	15,231
				3. 職員手当等	154	地域手当 期末手当 勤勉手当	9,168
				4. 共 済 費	29	共済組合納付金 厚生年金保険料	5,116
2) 農業総務費	57,639	477	58,116		477		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	38		28,521
				3. 職員手当等	361		19,842
				4. 共 済 費	78		8,891
[1] 人件費事業	57,254	477	57,731		477		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	38	一般職	28,521
				3. 職員手当等	361	地域手当	19,842

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 2 農業総務費

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 2 農業総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						通勤手当 51 期末手当 9 勤勉手当 299	
				4. 共 済 費	78	共済組合納付金	8,891
3) 農業振興費	53,348	△2,617	50,731	△2,300	△317		
				市債 △2,300			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△2,617		38,848
[4] 泉南地区農免農 道整備事業	31,523	△2,617	28,906	△2,300	△317	産業観光課	
				市債 △2,300 [農道整備事業債 △2,300]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△2,617	泉南地区農免農道整備事業負担金	31,523
6) 農業公園費	14,253	△1,170	13,083	△1,170			
				繰入金 △1,170			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△1,170		3,500
[1] 農業公園維持管 理事業	13,436	△1,170	12,266	△1,170		産業観光課	
				繰入金 △1,170			

				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 △1,170]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△1,170		3,500
7)溜池改修事業費	27,450	11,814	39,264	12,307	△493		
				繰入金 3,307			
				市債 9,000			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	11,814		19,950
[1]溜池改修事業	27,450	11,814	39,264	12,307	△493	産業観光課	
				繰入金 3,307			
				[樽井地区財産区繰 入金 2,495]			
				[馬場財産区繰入金 812]			
				市債 9,000			
				[溜池改修事業債 9,000]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	11,814	府営土地改良事業負担金	19,950
6 商 工 費	86,073	△251	85,822		△251		
(1)商 工 費	86,073	△251	85,822		△251		
1)商工総務費	47,088	△251	46,837		△251		

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 1 商工総務費

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 1 商工総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等	△237 △14		24, 062 15, 060
[1]人件費事業	47, 088	△251	46, 837		△251		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△237	一般職	24, 062
				3. 職員手当等	△14	地域手当	15, 060
7 土 木 費	1, 716, 709	△162, 376	1, 554, 333	△154, 468	△7, 908		
				国庫支出金 △84, 855			
				府支出金 △30, 013			
				市債 △39, 600			
(1)土木管理費	146, 933	928	147, 861		928		
1)土木総務費	146, 933	928	147, 861		928		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	72 750 106		71, 401 47, 740 24, 809
[1]人件費事業	143, 950	928	144, 878		928		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	72	一般職	71, 401
				3. 職員手当等	750	地域手当 期末手当 勤勉手当	4 16 730
				4. 共 済 費	106	共済組合納付金	24, 809
(2)道路橋梁費	300, 023	△10, 265	289, 758	△4, 780	△5, 485		

				国庫支出金 △4,780			
1)道路橋梁総務費	29,906	△649	29,257		△649		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△107		15,349
				3. 職員手当等	△456		9,013
				4. 共 済 費	△86		5,034
[1]人件費事業	29,396	△649	28,747		△649		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△107	一般職	15,349
				3. 職員手当等	△456	地域手当 期末手当 勤勉手当	△7 △203 △246
				4. 共 済 費	△86	共済組合納付金	5,034
2)交通安全対策費	88,034	64	88,098		64		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5		4,483
				3. 職員手当等	49		2,982
				4. 共 済 費	10		1,548
[1]人件費事業	9,013	64	9,077		64		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5	一般職	4,483
				3. 職員手当等	49	期末手当 勤勉手当	2 47
				4. 共 済 費	10	共済組合納付金	1,548
3)道路維持費	143,752	△5,680	138,072	△4,780	△900		
				国庫支出金 △4,780			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△5,680		35,052

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 3 道路維持費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 3 道路維持費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]道路維持管理事業	104, 322	△2, 000	102, 322	△1, 100	△900	道路課	
				国庫支出金 △1, 100 [橋梁改修等事業補助金 △1, 100]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2, 000	橋梁調査委託料	27, 052
[2]防犯灯維持管理事業	39, 430	△3, 680	35, 750	△3, 680		道路課	
				国庫支出金 △3, 680 [L E D照明導入補助金 △3, 680]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3, 680	調査委託料	8, 000
5) 道路新設改良費	34, 631	△4, 000	30, 631	△4, 000			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△4, 000		5, 800
[1]道路新設改良事業	34, 631	△4, 000	30, 631	△4, 000		道路課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△4, 000	土地測量委託料	5, 800
(4) 都市計画費	1, 179, 077	△153, 222	1, 025, 855	△149, 688	△3, 534		
				国庫支出金 △80, 075			

				府支出金 △30,013			
				市債 △39,600			
1)都市政策総務費	43,113	△1,208	41,905	△1,188	△20		
				国庫支出金 △875			
				府支出金 △313			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	39		18,424
				3. 職員手当等	230		13,333
				4. 共 済 費	23		6,571
				19. 負担金、補助及び 交付金	△1,500		3,750
[1]人件費事業	38,328	292	38,620		292		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	39	一般職	18,424
				3. 職員手当等	230	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	16 3 12 199
				4. 共 済 費	23	共済組合納付金	6,571
[3]安全・安心住まい づくり支援事業	3,697	△1,500	2,197	△1,188	△312	都市政策課	
				国庫支出金 △875			
				[安全・安心住まい づくり支援事業補 助金 △875]			
				府支出金 △313			

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市政策総務費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市政策総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[木造住宅耐震診断 事業補助金 △313]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△1,500	住宅・建築物耐震改修等補助金	3,697
2) 審査指導事業総 務費	27,130	193	27,323		193		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	28		13,609
				3. 職員手当等	131		8,495
[1]人件費事業	26,787	193	26,980	4. 共 済 費	34		4,683
					193		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	28	一般職	13,609
				3. 職員手当等	131	地域手当 勤勉手当	8,495
3) 広域まちづくり 総務費	25,466	147	25,613	4. 共 済 費	34	共済組合納付金	4,683
					147		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	26		10,747
[1]人件費事業	21,532	147	21,679	3. 職員手当等	121		8,239
					147		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	26	一般職	10,747
				3. 職員手当等	121	地域手当 期末手当 勤勉手当	8,239
						2 5 114	

4) 公園管理費	66,768	29	66,797		29		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	29		20
[2] 公園緑地等維持 管理事業	65,629	29	65,658		29	住宅公園課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	29	泉州南広域連携行政事務負担金	20
5) 公共下水道費	787,470	617	788,087		617		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	617		787,470
[1] 下水道事業特別 会計繰出金事業	787,470	617	788,087		617	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	617	下水道事業特別会計への繰出金	787,470
6) 都市計画道路事 業費	165,593	△141,000	24,593	△137,100	△3,900		
				国庫支出金 △72,600			
				府支出金 △29,700			
				市債 △34,800			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 17. 公有財産購入費	△17,000 △124,000		36,000 128,000
[2] 砂川樋井線新設 事業	159,053	△141,000	18,053	△137,100	△3,900	道路課	
				国庫支出金 △72,600			

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 6 都市計画道路事業費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 6 都市計画道路事業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[砂川樫井線新設事業補助金 △72,600]			
				府支出金 △29,700			
				[砂川樫井線新設事業補助金 △29,700]			
				市債 △34,800			
				[道路整備事業債 △34,800]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△17,000	測量・分筆図作成委託料 設計委託料 △9,000 △8,000	30,000
7) 和泉砂川駅周辺整備事業費	63,537	△12,000	51,537	17. 公有財産購入費	△124,000		128,000
					△11,400	△600	
				国庫支出金 △6,600			
				市債 △4,800			
				節 区 分	金 額		
[1] 和泉砂川駅周辺整備事業	63,537	△12,000	51,537	17. 公有財産購入費 22. 補償、補填及び賠償金	△11,000 △1,000		26,000 35,000
					△11,400	△600 道路課	
				国庫支出金 △6,600			

				[和泉砂川駅周辺整備事業補助金 △6,600]			
				市債 △4,800 [道路整備事業債 △4,800]			
				節 区 分	金 額		
				17. 公有財産購入費	△11,000		26,000
				22. 補償、補填及び賠償金	△1,000		35,000
(5)住 宅 費	72,474	183	72,657		183		
1)住宅管理費	67,477	183	67,660		183		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8		12,941
				3. 職員手当等	137		8,009
				4. 共 済 費	38		4,850
[1]人件費事業	25,800	183	25,983		183		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8	一般職	12,941
				3. 職員手当等	137	期末手当 勤勉手当	3 134 8,009
				4. 共 済 費	38	共済組合納付金	4,850
9 教 育 費	3,859,018	△1,931,533	1,927,485	△1,759,237	△172,296		
				国庫支出金 △312,737			
				市債 △1,446,500			
(1)教育総務費	346,465	△2,602	343,863		△2,602		
2)事務局費	195,299	1,209	196,508		1,209		

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 2 事務局費

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 2 事務局費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	81 951 177		96,714 62,783 33,183
[1]人件費事業	192,680	1,209	193,889		1,209		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	81	一般職	96,714
				3. 職員手当等	951	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	5 38 19 889 62,783
				4. 共 済 費	177	共済組合納付金	33,183
3)指 導 費	81,268	△4,000	77,268		△4,000		
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△4,000		48,570
[4]障害児介助員等 配置事業	43,627	△4,000	39,627		△4,000	学務課	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△4,000	障害児介助員賃金	43,627
5)人権教育推進費	34,222	189	34,411		189		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	9 152 28		14,120 9,896 5,061
[1]人件費事業	29,077	189	29,266		189		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9	一般職	14,120
				3. 職員手当等	152	期末手当	2 9,896

						勤勉手当	150	
				4. 共 済 費	28	共済組合納付金		5,061
(2)小学校費	409,455	7,084	416,539		7,084			
2)教育振興費	71,389	7,000	78,389		7,000			
				節 区 分	金 額			
				20. 扶 助 費	7,000			49,574
[1]就学援助事業	49,574	7,000	56,574		7,000	学務課		
				節 区 分	金 額			
				20. 扶 助 費	7,000	要保護及び準要保護児童生徒援助費		49,574
4)学校給食センター費	155,267	84	155,351		84			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	19			14,604
				3. 職員手当等	65			9,124
[1]人件費事業	28,620	84	28,704		84			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	19	一般職		14,604
				3. 職員手当等	65	扶養手当 地域手当 児童手当	32 3 30	9,124
(3)中学校費	2,166,378	△1,917,372	249,006	△1,756,737	△160,635			
				国庫支出金 △310,237				
				市債 △1,446,500				
1)学校管理費	77,596	118	77,714		118			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	14			12,589

款 9 教 育 費 項 3 中学校費 目 1 学校管理費

款 9 教 育 費 項 3 中学校費 目 1 学校管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	89 15		8,071 4,272
[1] 人件費事業	24,932	118	25,050		118		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	14	一般職	12,589
				3. 職員手当等	89	扶養手当 地域手当 勤勉手当	△36 △1 126
				4. 共 済 費	15	共済組合納付金	4,272
3) 学校施設整備費	1,937,994	△1,917,490	20,504	△1,756,737	△160,753		
				国庫支出金 △310,237			
				市債 △1,446,500			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工事請負費	△23,510 △1,893,980		23,510 1,893,980
[2] 中学校老朽化対策事業	1,918,022	△1,917,490	532	△1,756,737	△160,753	教育総務課	
				国庫支出金 △310,237 [屋内運動場新增築 △41,581] [学校教育設備整備 費等補助金 △268,656]			
				市債 △1,446,500			

				[学校教育施設等整備事業債 △1,446,500]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△23,510	監理委託料	23,510
				15. 工事請負費	△1,893,980		1,893,980
(4)幼稚園費	410,553	△14,145	396,408	△2,500	△11,645		
				国庫支出金 △2,500			
1)幼稚園費	296,740	△1,645	295,095		△1,645		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△1,721 242 △166		162,076 73,094 44,534
[1]人件費事業	279,704	△1,645	278,059		△1,645		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,721	一般職	162,076
				3. 職員手当等	242	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△103 △38 △351 734
				4. 共 済 費	△166	厚生年金保険料 健康保険料	△101 △65
2)教育振興費	106,376	△12,500	93,876	△2,500	△10,000		
				国庫支出金 △2,500			
				節 区 分	金 額		
				7. 貸 金 19. 負担金、補助及び 交付金	△5,000 △7,500		23,745 62,682
[1]私立幼稚園支援 事業	62,654	△7,500	55,154	△2,500	△5,000	学務課	

款 9 教 育 費 項 4 幼稚園費 目 2 教育振興費

款 9 教 育 費 項 4 幼稚園費 目 2 教育振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 △2,500 [私立分 △2,500]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△7,500	就園奨励費補助金	62,654
[2] 学校園管理運営 事業	42,722	△5,000	37,722		△5,000	学務課	
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	△5,000	障がい児加配教員賃金	23,745
(5) 社会教育費	445,903	△4,564	441,339		△4,564		
1) 社会教育総務費	60,286	△4,586	55,700		△4,586		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△2,826 △940 △820		29,322 19,308 10,376
[1] 人件費事業	59,006	△4,586	54,420		△4,586		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,826	一般職	29,322
				3. 職員手当等	△940	地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△170 18 △117 △572 △99
				4. 共 済 費	△820	共済組合納付金	10,376
5) 青少年センター 費	47,726	242	47,968		242		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	15		18,982
				3. 職員手当等	212		12,393
				4. 共 済 費	15		6,477
[1]人件費事業	37,852	242	38,094		242		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	15	一般職	18,982
				3. 職員手当等	212	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	12,393
						20 1 3 188	
				4. 共 済 費	15	共済組合納付金	6,477
6)留守家庭児童会費	75,838	△661	75,177		△661		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△509		34,145
				3. 職員手当等	31		10,677
				4. 共 済 費	△183		7,278
[1]人件費事業	51,186	△661	50,525		△661		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△509	一般職	34,145
				3. 職員手当等	31	地域手当 期末手当 勤勉手当	9,763
						△30 △54 115	
				4. 共 済 費	△183	厚生年金保険料 健康保険料	7,278
						△92 △91	
9)図書館及びホール費	96,755	232	96,987		232		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7		17,924
				3. 職員手当等	178		10,352
				4. 共 済 費	47		5,976

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 9 図書館及びホール費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 9 図書館及びホール費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]人件費事業	34, 252	232	34, 484		232		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7	一般職	17, 924
				3. 職員手当等	178	期末手当 勤勉手当	10, 352
				4. 共 済 費	47	共済組合納付金	5, 976
10)文化財保護費	33, 856	209	34, 065		209		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	14		13, 185
				3. 職員手当等	143		10, 023
[1]人件費事業	28, 042	209	28, 251	4. 共 済 費	52		4, 845
					209		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	14	一般職	13, 185
				3. 職員手当等	143	地域手当 期末手当 勤勉手当	10, 023
(6)保健体育費	80, 264	66	80, 330	4. 共 済 費	52	共済組合納付金	4, 834
					66		
1)保健体育総務費	12, 649	66	12, 715		66		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8		6, 129
[1]人件費事業	12, 097	66	12, 163	3. 職員手当等	58		4, 017
					66		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8	一般職	6, 129
[1]人件費事業	12, 097	66	12, 163	3. 職員手当等	58	地域手当	4, 017
					66		

						期末手当 勤勉手当	2 55	
1 1 諸支出金	455,368	39,156	494,524	39,156				
				財産収入 25,670				
				寄附金 12,936				
				諸収入 550				
(3)公債費管理基金 費	33,090	25,670	58,760	25,670				
				財産収入 25,670				
1)公債費管理基金 費	33,090	25,670	58,760	25,670				
				財産収入 25,670				
				節 区 分	金 額			
				25. 積 立 金	25,670			33,090
[1]公債費管理基金 事業	33,090	25,670	58,760	25,670		行革・財産活用室		
				財産収入 25,670				
				[公共用地売却収入 25,670]				
				節 区 分	金 額			
				25. 積 立 金	25,670			33,090
(4)ふるさと泉南水 なす基金費	133,000	13,446	146,446	13,446				
				寄附金 12,896				

款 11 諸支出金 項 4 ふるさと泉南水なす基金費

款 11 諸支出金 項 4 ふるさと泉南水なす基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				諸収入 550			
1)ふるさと泉南水 なす基金費	133,000	13,446	146,446	13,446			
				寄附金 12,896			
				諸収入 550			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	13,446		133,000
[1]ふるさと泉南水 なす基金事業	133,000	13,446	146,446	13,446		政策推進課	
				寄附金 12,896			
				[ふるさと泉南応援 寄附金 12,896]			
				諸収入 550			
				[P R 用品販売代 550]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	13,446		133,000
(7)緑化基金費	737	40	777	40			
				寄附金 40			
1)緑化基金費	737	40	777	40			
				寄附金 40			

				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	40		737
[1]緑化基金事業	737	40	777	40		住宅公園課	
				寄附金 40			
				[緑化事業寄附金 40]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	40		737
1 3 災害復旧費	8,450	0	8,450	700	△700		
				市債 700			
(2)農業施設災害復 旧費	5,862	0	5,862	700	△700		
				市債 700			
1)農業施設災害復 旧費	5,862	0	5,862	700	△700		
				市債 700			
[1]農業施設災害復 旧事業	5,862	0	5,862	700	△700		
				市債 700			
				[農業施設災害 700]			
歳 出 合 計	26,200,886	△2,920,124	23,280,762	△2,575,232	△344,892		
				分担金及び負担金 △409,968			
				国庫支出金 △406,937			

款 13 災害復旧費 項 2 農業施設災害復旧費 目 1 農業施設災害復旧費

款 13 災害復旧費

項 2 農業施設災害復旧費

目 1 農業施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 △39,862			
				財産収入 25,670			
				寄附金 12,936			
				繰入金 △4,721			
				諸収入 550			
				市債 △1,752,900			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,943	千円 10,153	千円 1,438	千円 454	千円 35,988	千円 6,879	千円 42,867	その他の手当 通勤手当 334千円 児童手当 120千円
	議 員	16	87,472	0	36,697	0	0	124,169	34,509	158,678	
	その他の 特別職	867	60,345	0	0	0	0	60,345	0	60,345	
	計	886	147,817	23,943	46,850	1,438	454	220,502	41,388	261,890	
補正前	長 等	3	0	23,943	10,153	1,438	454	35,988	6,879	42,867	その他の手当 通勤手当 334千円 児童手当 120千円
	議 員	16	87,472	0	35,823	0	0	123,295	34,509	157,804	
	その他の 特別職	878	60,471	0	0	0	0	60,471	0	60,471	
	計	897	147,943	23,943	45,976	1,438	454	219,754	41,388	261,142	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	874	0	0	874	0	874	
	その他の 特別職	△ 11	△ 126	0	0	0	0	△ 126	0	△ 126	
	計	△ 11	△ 126	0	874	0	0	748	0	748	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 484	千円 1,731,159	千円 1,436,058	千円 3,167,217	千円 598,104	千円 3,765,321	
補正前	490	1,739,911	1,433,283	3,173,194	598,513	3,771,707	
比 較	△ 6	△ 8,752	2,775	△ 5,977	△ 409	△ 6,386	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	千円 55,125	千円 107,312	千円 43,440	千円 16,732	千円 67,440	千円 834	千円 31,762	千円 6,344	千円 21,720
	補正前	55,001	107,829	43,440	16,849	71,040	1,506	31,854	6,344	21,690
	比 較	124	△ 517	0	△ 117	△ 3,600	△ 672	△ 92	0	30
	区 分	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当					
	補正後	千円 414,635	千円 278,318	千円 391,748	千円 648					
	補正前	416,481	268,853	391,748	648					
	比 較	△ 1,846	9,465	0	0					

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考																											
給 料	千円		千円																													
	△ 8,752	給与改定に伴う増加分	2,363	人事院勧告に伴う改定による増額	平均改定率 0.2%																											
		その他の増減分	△ 11,115	人事異動等による増減	<table><tr><td>職員の異動状況</td><td>一般職員</td><td>任期付職員</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>371人</td><td>113人</td><td>484人</td></tr><tr><td>補正前</td><td>372人</td><td>118人</td><td>490人</td></tr><tr><td>比 較</td><td>△1人</td><td>△5人</td><td>△6人</td></tr></table>	職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計	補正後	371人	113人	484人	補正前	372人	118人	490人	比 較	△1人	△5人	△6人											
職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計																													
補正後	371人	113人	484人																													
補正前	372人	118人	490人																													
比 較	△1人	△5人	△6人																													
職員手当等	千円		千円																													
	2,775	給与改定に伴う増加分	17,265	人事院勧告に伴う改定による増額	<table><tr><td>扶養手当</td><td>124</td><td>千円</td></tr><tr><td>地域手当</td><td>△ 517</td><td>千円</td></tr><tr><td>住居手当</td><td>△ 117</td><td>千円</td></tr><tr><td>超過勤務手当</td><td>△ 3,600</td><td>千円</td></tr><tr><td>管理職員特別勤務手当</td><td>△ 672</td><td>千円</td></tr><tr><td>通勤手当</td><td>△ 92</td><td>千円</td></tr><tr><td>児童手当</td><td>30</td><td>千円</td></tr><tr><td>期末手当</td><td>△ 1,846</td><td>千円</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>9,465</td><td>千円</td></tr></table>	扶養手当	124	千円	地域手当	△ 517	千円	住居手当	△ 117	千円	超過勤務手当	△ 3,600	千円	管理職員特別勤務手当	△ 672	千円	通勤手当	△ 92	千円	児童手当	30	千円	期末手当	△ 1,846	千円	勤勉手当	9,465	千円
		扶養手当	124	千円																												
地域手当	△ 517	千円																														
住居手当	△ 117	千円																														
超過勤務手当	△ 3,600	千円																														
管理職員特別勤務手当	△ 672	千円																														
通勤手当	△ 92	千円																														
児童手当	30	千円																														
期末手当	△ 1,846	千円																														
勤勉手当	9,465	千円																														
		その他の増減分	△ 14,490	人事異動等による増減																												

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	3,352,700	15,747,618	1,599,100	13,994,018
(1) 土 木	99,200	3,546,788	59,600	3,507,188
(2) 農 林 水 産	42,300	137,003	49,000	143,703
(3) 教 育	2,636,200	3,864,909	1,189,700	2,418,409
(5) 民 生	108,000	396,976	104,900	393,876
(6) 衛 生	411,700	1,294,785	140,600	1,023,685
2. 災 害 復 旧 債	3,300	101,338	4,000	102,038
(2) 農 林	2,000	2,000	2,700	2,700
計	4,629,259	28,303,885	2,876,359	26,550,985

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,910,798		8,910,798	38.3
(2) 地方譲与税	140,500		140,500	0.6
(3) 利子割交付金	11,800		11,800	0.1
(4) 配当割交付金	54,900		54,900	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	29,200		29,200	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,145,500		1,145,500	4.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,000		44,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	38,500		38,500	0.2
(9) 地方特例交付金	35,918		35,918	0.2
(10) 地方交付税	2,645,950		2,645,950	11.4
(11) 交通安全対策特別交付金	10,767		10,767	—
(12) 分担金及び負担金	743,832	△409,968	333,864	1.4
(13) 使用料及び手数料	370,423		370,423	1.6
(14) 国庫支出金	4,643,273	△406,937	4,236,336	18.2
(15) 府支出金	1,937,465	△39,833	1,897,632	8.2
(16) 財産収入	50,872	25,670	76,542	0.3
(17) 寄 附 金	133,100	12,936	146,036	0.6
(18) 繰 入 金	1,528,240	△385,654	1,142,586	4.9
(19) 諸 収 入	228,719	36,562	265,281	1.1
(20) 市 債	3,493,759	△1,752,900	1,740,859	7.5
(21) 繰 越 金	3,370		3,370	—

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 議 会 費	224,670	△1,540	223,130	0.9
(2) 総 務 費	2,224,957	2,160	2,227,117	9.6
(3) 民 生 費	11,178,580	△52,708	11,125,872	47.8
(4) 衛 生 費	2,675,791	△821,737	1,854,054	7.9
(5) 農林水産業費	223,161	8,705	231,866	1.0
(6) 商 工 費	86,073	△251	85,822	0.4
(7) 土 木 費	1,716,709	△162,376	1,554,333	6.7
(8) 消 防 費	901,817		901,817	3.9
(9) 教 育 費	3,859,018	△1,931,533	1,927,485	8.3
(10) 公 債 費	2,626,292		2,626,292	11.3
(11) 諸支出金	455,368	39,156	494,524	2.1
(12) 予 備 費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	8,450		8,450	—
歳 出 合 計	26,200,886	△2,920,124	23,280,762	100.0

議案第 29 号

平成 29 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度大阪府泉南市の樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		16,379	2,495	18,874
	1)総務管理費	16,379	2,495	18,874
(2) 予備費		284,087	△2,495	281,592
	1)予備費	284,087	△2,495	281,592
歳 出 合 計		300,466	0	300,466

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	繰出金事業(谷口池改修事業)	2, 8 5 6 千円

平成 2 9 年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	16,379	2,495	18,874		2,495		
(1)総務管理費	16,379	2,495	18,874		2,495		
1)財産管理費	16,379	2,495	18,874		2,495		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	2,495		11,446
[1]財産管理事業	16,379	2,495	18,874		2,495	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	2,495	一般会計への繰出金	11,446
2 予 備 費	284,087	△2,495	281,592		△2,495		
(1)予 備 費	284,087	△2,495	281,592		△2,495		
1)予 備 費	284,087	△2,495	281,592		△2,495		
[1]予備費事業	284,087	△2,495	281,592		△2,495	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	300,466	0	300,466				

款 2 予 備 費	項 1 予 備 費	目 1 予 備 費
-----------	-----------	-----------

議案第 30 号

平成 29 年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度大阪府泉南市の馬場財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		3,291	812	4,103
	1)総務管理費	3,291	812	4,103
(2) 予備費		4,164	△812	3,352
	1)予備費	4,164	△812	3,352
歳 出 合 計		7,455	0	7,455

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	繰出金事業（前田池改修事業）	3, 0 1 0 千円

平成 2 9 年度

大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歲 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	3,291	812	4,103		812		
(1)総務管理費	3,291	812	4,103		812		
1)財産管理費	3,291	812	4,103		812		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	812		3,290
[1]財産管理事業	3,291	812	4,103		812	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	812	一般会計への繰出金	3,290
2 予 備 費	4,164	△812	3,352		△812		
(1)予 備 費	4,164	△812	3,352		△812		
1)予 備 費	4,164	△812	3,352		△812		
[1]予備費事業	4,164	△812	3,352		△812	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	7,455	0	7,455				

款 2 予 備 費	項 1 予 備 費	目 1 予 備 費
-----------	-----------	-----------

議案第 3 1 号

平成 2 9 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 0 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 0 8 4, 6 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		852,691	521	853,212
	1) 他会計繰入金	852,691	521	853,212
(9) 諸収入		517,312	△1,125	516,187
	3) 雑入	516,962	△1,125	515,837
歳入合計		10,085,278	△604	10,084,674

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		134,741	521	135,262
	1)総務管理費	107,460	521	107,981
(8) 保健事業費		119,008	△1,125	117,883
	1)特定健康診査等事業費	75,832	△1,125	74,707
歳 出 合 計		10,085,278	△604	10,084,674

平成 2 9 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		852,691	521	853,212			
(1) 他会計繰入金		852,691	521	853,212			
	1) 一般会計繰入金	852,691	521	853,212	2. 職員給与費等繰入金	521	
9 諸 収 入		517,312	△1,125	516,187			
(3) 雑 入		516,962	△1,125	515,837			
	6) 雑 入	506,451	△1,125	505,326	1. 雑 入	△1,125	雑入
歳 入 合 計		10,085,278	△604	10,084,674			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	134,741	521	135,262		521		
(1)総務管理費	107,460	521	107,981		521		
1)一般管理費	105,802	521	106,323		521		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	77		44,449
				3. 職員手当等	360		30,147
				4. 共 済 費	84		15,370
[1]人件費事業	89,966	521	90,487		521		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	77		44,449
				3. 職員手当等	360	扶養手当 △50 地域手当 2 児童手当 △25 期末手当 △2 勤勉手当 435	30,147
				4. 共 済 費	84	共済組合納付金	15,370
8 保健事業費	119,008	△1,125	117,883		△1,125		
(1)特定健康診査等 事業費	75,832	△1,125	74,707		△1,125		
1)特定健康診査等 事業費	75,832	△1,125	74,707		△1,125		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△295		9,062
				3. 職員手当等	△326		4,461
				4. 共 済 費	△504		3,260
[1]人件費事業	16,783	△1,125	15,658		△1,125		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△295		9,062

款 8 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 15	千円 53,293	千円 34,642	千円 87,935	千円 18,210	千円 106,145	
補正前	15	53,511	34,608	88,119	18,630	106,749	
比 較	0	△ 218	34	△ 184	△ 420	△ 604	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,152	千円 3,267	千円 672	千円 1,512	千円 3,814	千円 1,173	千円 732	千円 760	千円 12,811	千円 8,749
	補正前	1,202	3,283	672	1,512	3,814	1,289	732	785	12,918	8,401
	比 較	△ 50	△ 16	0	0	0	△ 116	0	△ 25	△ 107	348

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円		千円		
		給与改定に伴う増加分	92	人事院勧告に伴う改定による増額	平均改定率 0.20%
	△ 218	その他の増減分	△ 310	人事異動等による減額	職員の異動状況 一般職員 任期付職員 計 補正後 14人 1人 15人 補正前 14人 1人 15人 比 較 0人 0人 0人
職 員 手当等		給与改定に伴う増加分	527	人事院勧告に伴う改定による増額	
	34	その他の増減分	△ 493	人事異動等による減額	
					扶養手当 △ 50 千円 地域手当 △ 16 千円 通勤手当 △ 116 千円 児童手当 △ 25 千円 期末手当 △ 107 千円 勤勉手当 348 千円

議案第 3 2 号

平成 2 9 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 9, 3 8 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 1 9 0, 4 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		117,950	△2,500	115,450
	1)国庫補助金	117,950	△2,500	115,450
(4) 繰入金		787,470	617	788,087
	1)一般会計繰入金	787,470	617	788,087
(5) 市債		630,100	△27,500	602,600
	1)市債	630,100	△27,500	602,600
歳入合計		2,219,817	△29,383	2,190,434

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		465,919	341	466,260
	1)総務管理費	465,919	341	466,260
(2) 事 業 費		394,900	△29,724	365,176
	1)下水道建設費	394,900	△29,724	365,176
歳 出 合 計		2,219,817	△29,383	2,190,434

第2表 地方債

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
下水道事業	千円 630,100	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	年賦又は半年賦、元 利均等償還若しくは 元金均等償還又は満 期一括償還	千円 602,600	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成 2 9 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		117,950	△2,500	115,450			
(1) 国庫補助金		117,950	△2,500	115,450			
	1) 下水道建設費補助金	117,950	△2,500	115,450	1. 下水道建設費補助金	△2,500	公共下水道建設事業補助金補助率 1 / 2
4 繰 入 金		787,470	617	788,087			
(1) 一般会計繰入金		787,470	617	788,087			
	1) 一般会計繰入金	787,470	617	788,087	1. 一般会計繰入金	617	
5 市 債		630,100	△27,500	602,600			
(1) 市 債		630,100	△27,500	602,600			
	1) 事 業 債	630,100	△27,500	602,600	1. 下水道事業債	△27,500	公共下水道事業債
歳 入 合 計		2,219,817	△29,383	2,190,434			

款 5 市 債 項 1 市 債 目 1 事 業 債

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	465,919	341	466,260		341		
(1)総務管理費	465,919	341	466,260		341		
1)一般管理費	351,063	247	351,310		247		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	15		17,361
				3. 職員手当等	184		11,309
[1]人件費事業	35,430	247	35,677	4. 共 済 費	48		6,760
					247		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	15	一般職	17,361
2)施設管理費	114,856	94	114,950	3. 職員手当等	184	地域手当 期末手当 勤勉手当	11,309
				4. 共 済 費	48	共済組合納付金	6,760
					94		
				節 区 分	金 額		
[1]人件費事業	13,660	94	13,754	2. 給 料	17	一般職	6,631
				3. 職員手当等	71	地域手当 期末手当 勤勉手当	4,688
				4. 共 済 費	6	共済組合納付金	2,341
					94		
2 事 業 費	394,900	△29,724	365,176	節 区 分	金 額		
				2. 給 料	17	一般職	6,631
				3. 職員手当等	71	地域手当 期末手当 勤勉手当	4,688
				4. 共 済 費	6	共済組合納付金	2,341
					276		
				△30,000			

				国庫支出金 △2,500			
				市債 △27,500			
(1)下水道建設費	394,900	△29,724	365,176	△30,000	276		
				国庫支出金 △2,500			
				市債 △27,500			
1)下水道建設費	394,900	△29,724	365,176	△30,000	276		
				国庫支出金 △2,500			
				市債 △27,500			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	37		18,736
				3. 職員手当等	206		13,393
				4. 共 済 費	33		6,612
				15. 工事請負費	△30,000		219,800
[1]人件費事業	38,741	276	39,017		276		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	37	一般職	18,736
				3. 職員手当等	206	地域手当 期末手当 勤勉手当	3 9 194
				4. 共 済 費	33	共済組合納付金	6,612
[2]公共下水道整備 事業	298,847	△30,000	268,847	△30,000		下水道整備課	
				国庫支出金 △2,500			

款 2 事 業 費 項 1 下水道建設費 目 1 下水道建設費

款 2 事 業 費 項 1 下水道建設費 目 1 下水道建設費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[公共下水道建設事業補助金補助率1／2 △2,500]			
				市債 △27,500 [公共下水道事業債 △27,500]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	△30,000		219,800
歳 出 合 計	2,219,817	△29,383	2,190,434	△30,000	617		
				国庫支出金 △2,500			
				市債 △27,500			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 11	千円 42,797	千円 29,851	千円 72,648	千円 15,800	千円 88,448	
補正前	11	42,728	29,390	72,118	15,713	87,831	
比 較	0	69	461	530	87	617	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,436	千円 2,710	千円 576	千円 1,076	千円 1,362	千円 689	千円 209	千円 1,440	千円 11,469	千円 7,884
	補正前	2,436	2,705	576	1,076	1,362	689	209	1,440	11,454	7,443
	比 較	0	5	0	0	0	0	0	0	15	441

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円		千円		平均改定率 0.20%
	69	給与改定に伴う増加分	69	人事院勧告に伴う改定による増額	職員の異動状況 一般職員 任期付職員 計
					補正後 11人 0人 11人
					補正前 11人 0人 11人
					比 較 0人 0人 0人
職 員 手当等	461	給与改定に伴う増加分	461	人事院勧告に伴う改定による増額	地域手当 5 千円
					期末手当 15 千円
					勤勉手当 441 千円

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額					補 正 後 の 額														
	当 起	該 債	年 見	度 込	中 額	当 現	該 在	年 高	度 見	末 込 額	当 起	該 債	年 見	度 込	中 額	当 現	該 在	年 高	度 見	末 込 額
下水道事業債	630,100					10,689,183					602,600					10,661,683				

議案第 33 号

平成 29 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度大阪府泉南市の汚水処理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 880 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 28 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 財産収入		11	21	32
	1)財産運用収入	11	21	32
歳入合計		859	21	880

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 衛 生 費		859	21	880
	1)清 掃 費	859	21	880
歳 出 合 計		859	21	880

平成 2 9 年度

大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 財産収入		11	21	32			
(1) 財産運用収入		11	21	32			
	1) 利子及び配当金	11	21	32	1. 利子及び配当金	21	汚水処理施設管理基金定期預金利子
歳 入 合 計		859	21	880			

款 1 財産収入 項 1 財産運用収入 目 1 利子及び配当金

歳 出

款 1 衛 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 衛 生 費	859	21	880	21			
				財産収入			
(1) 清 掃 費	859	21	880	21			
				財産収入			
1) 汚水処理施設管理費	859	21	880	21			
				財産収入			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	21		11
[1] 汚水処理施設跡維持管理事業	859	21	880	21		環境整備課	
				財産収入			
				[汚水処理施設管理 基金定期預金利子 21]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	21		11
歳 出 合 計	859	21	880	21			
				財産収入			

議案第 3 4 号

平成 2 9 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 7 1 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 9 1 8, 8 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(6) 繰入金		966,796	△1,717	965,079
	1)他会計繰入金	873,263	△1,717	871,546
歳入合計		5,920,533	△1,717	5,918,816

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		190,972	△1,968	189,004
	1)総務管理費	119,367	△2,039	117,328
	3)介護認定審査会費	40,628	71	40,699
(3) 地域支援事業費		271,285	251	271,536
	1)包括的支援事業・任意事業費	104,362	14	104,376
	2)介護予防・日常生活支援総合事業費	166,923	237	167,160
歳 出 合 計		5,920,533	△1,717	5,918,816

平成 2 9 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰 入 金		966,796	△1,717	965,079			
(1) 他会計繰入金		873,263	△1,717	871,546			
	1) 一般会計繰入金	873,263	△1,717	871,546	4. 職員給与費等繰入金	1,159	
					5. 事務的経費繰入金	△2,876	
歳 入 合 計		5,920,533	△1,717	5,918,816			

款 6 繰 入 金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	190,972	△1,968	189,004		△1,968		
(1) 総務管理費	119,367	△2,039	117,328		△2,039		
1) 一般管理費	119,367	△2,039	117,328		△2,039		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	86		52,623
				3. 職員手当等	622		29,766
[1] 人件費事業	99,098	837	99,935	4. 共 済 費	129		16,709
				13. 委 託 料	△2,876		14,866
					837		
				節 区 分	金 額		
[2] 介護保険事務事業	20,269	△2,876	17,393	2. 給 料	86	一般職	52,623
				3. 職員手当等	622	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	84 10 12 48 468
				4. 共 済 費	129	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	60 42 27
					△2,876	長寿社会推進課	
(3) 介護認定審査会費	40,628	71	40,699	節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△2,876	介護保険事業計画策定委託料	14,866
1) 介護認定審査会費	40,628	71	40,699		71		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5		8,248

				3. 職員手当等	66		4, 567
[1]介護保険要介護認定（介護認定審査会運営）事務事業	40, 628	71	40, 699		71		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5	一般職	8, 248
				3. 職員手当等	66	地域手当 期末手当 勤勉手当	1 1 64 4, 567
3 地域支援事業費	271, 285	251	271, 536		251		
(1)包括の支援事業・任意事業費	104, 362	14	104, 376		14		
2)任意事業費	31, 573	14	31, 587		14		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	4 9 1		1, 818 527 416
[1]介護給付等費用適正化事業	17, 808	14	17, 822		14		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4	一般職	1, 818
				3. 職員手当等	9	期末手当 勤勉手当	1 8 527
				4. 共 済 費	1	厚生年金保険料	416
(2)介護予防・日常生活支援総合事業費	166, 923	237	167, 160		237		
1)一般介護予防事業費	49, 487	237	49, 724		237		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	16		9, 903

款 3 地域支援事業費

項 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

目 1 一般介護予防事業費

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 24	千円 72,703	千円 43,185	千円 115,888	千円 23,304	千円 139,192	
補正前	24	72,592	42,363	114,955	23,078	138,033	
比 較	0	111	822	933	226	1,159	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,118	千円 4,492	千円 1,056	千円 1,252	千円 4,475	千円 1,484	千円 0	千円 540	千円 16,540	千円 11,228
	補正前	2,016	4,479	1,056	1,252	4,475	1,472	0	540	16,482	10,591
	比 較	102	13	0	0	0	12	0	0	58	637

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円		千円		平均改定率 0.19%
	111	給与改定に伴う増加分	111	人事院勧告に伴う改定による増額	職員の異動状況 一般職員 任期付職員 計
					補正後 14人 10人 24人
					補正前 14人 10人 24人
					比 較 0人 0人 0人
職 員 手当等	822	給与改定に伴う増加分	673	人事院勧告に伴う改定による増額	扶養手当 102 千円
					地域手当 13 千円
		その他の増減分	149	人事異動等による増額	通勤手当 12 千円
					期末手当 58 千円
					勤勉手当 637 千円

平成 29 年度泉南市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度泉南市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 平成 29 年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	水道事業費用	1, 6 0 2, 1 2 2 千円	2 9 1 千円	1, 6 0 2, 4 1 3 千円
第 1 項	営業費用	1, 4 9 2, 2 9 6 千円	2 7 7 千円	1, 4 9 2, 5 7 3 千円
第 2 項	営業外費用	9 9, 8 2 6 千円	1 4 千円	9 9, 8 4 0 千円

（資本的支出）

第 3 条 予算第 4 条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 2 4, 7 6 7 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 2 4, 8 2 3 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 3 0 4, 2 1 2 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 3 0 4, 2 6 8 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支	出	
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	5 2 5, 4 9 8 千円	5 6 千円	5 2 5, 5 5 4 千円
第1項	建設改良費	3 2 5, 6 2 9 千円	5 6 千円	3 2 5, 6 8 5 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条の職員給与費「1 8 0, 3 2 9 千円」を「1 8 0, 6 6 2 千円」に補正する。

平成30年2月28日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成29年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 水 道 事 業 費 用			1,602,122	291	1,602,413	
1. 営 業 費 用			1,492,296	277	1,492,573	
	1. 原 水 及 び 浄 水 費		697,480	210	697,690	
		1. 給 料	11,545	13	11,558	給料 13
		2. 手 当	10,622	122	10,744	地域手当 1 期末手当 3 勤勉手当 118
		3. 賞与等引当金繰入額	1,944	52	1,996	賞与引当金繰入額（期末手当） 2 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 40 法定福利費引当金等繰入額 10
		6. 法 定 福 利 費	4,256	23	4,279	共済組合納付金 23
	2. 配 水 及 び 給 水 費		153,277	△ 311	152,966	
		1. 給 料	9,742	△ 131	9,611	給料 △ 131
		2. 手 当	4,252	△ 254	3,998	地域手当 △ 8 期末手当 1

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
							勤勉手当 △ 52 通勤手当 △ 195
			3. 賞与等引当金繰入額	707	14	721	賞与引当金繰入額（期末手当） △ 2 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 13 法定福利費引当金等繰入額 3
			6. 法 定 福 利 費	2,440	60	2,500	共済組合納付金 △ 4 健保負担金 24 厚生年金 40
		4. 業 務 費		77,625	80	77,705	
			1. 給 料	4,357	2	4,359	給料 2
			2. 手 当	3,254	46	3,300	勤勉手当 46
			3. 賞与等引当金繰入額	766	22	788	賞与引当金繰入額（期末手当） 1 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 17 法定福利費引当金等繰入額 4
			6. 法 定 福 利 費	1,641	10	1,651	共済組合納付金 10

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		5. 総 係 費		85,761	214	85,975	
			1. 給 料	26,375	30	26,405	給料 30
			2. 手 当	17,961	72	18,033	扶養手当 △ 214 地域手当 2 期末手当 8 勤勉手当 276
			3. 賞与等引当金繰入額	4,597	100	4,697	賞与引当金繰入額（期末手当） △ 5 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 73 法定福利費引当金等繰入額 32
			6. 法 定 福 利 費	8,958	12	8,970	共済組合納付金 12
		9. 水 質 費		15,709	84	15,793	
			1. 給 料	4,422	1	4,423	給料 1
			2. 手 当	1,714	43	1,757	勤勉手当 43
			3. 賞与等引当金繰入額	721	20	741	賞与引当金繰入額（勤勉手当） 15 法定福利費引当金等繰入額 5
			6. 法 定 福 利 費	1,574	20	1,594	共済組合納付金 20

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	2. 営 業 外 費 用			99,826	14	99,840	
		2. 消 費 税		20,529	14	20,543	
			1. 消 費 税	16,166	11	16,177	消費税 11
			2. 地 方 消 費 税	4,363	3	4,366	地方消費税 3
合 計				1,602,122	291	1,602,413	

資本的支出の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
4. 資 本 的 支 出				525,498	56	525,554	
	1. 建 設 改 良 費			325,629	56	325,685	
		1. 事 務 費		46,733	56	46,789	
			1. 給 料	22,289	12	22,301	給料 12
			2. 手 当	14,240	11	14,251	扶養手当 △ 214 地域手当 1 期末手当 2 勤勉手当 222
			6. 法 定 福 利 費	8,294	33	8,327	共済組合納付金 33
		合 計		525,498	56	525,554	

給 与 費 明 細 書

1.総 括

(単位:千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	12	3	0	56,356	58,968	115,324	20,459	135,783
	資本勘定支弁職員	5		0	22,301	14,251	36,552	8,327	44,879
	合 計	17	3	0	78,657	73,219	151,876	28,786	180,662
補正前	損益勘定支弁職員	12	3	0	56,441	58,785	115,226	20,280	135,506
	資本勘定支弁職員	5		0	22,289	14,240	36,529	8,294	44,823
	合 計	17	3	0	78,730	73,025	151,755	28,574	180,329
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	△85	183	98	179	277
	資本勘定支弁職員	0	0	0	12	11	23	33	56
	合 計	0	0	0	△73	194	121	212	333

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
	補正後	2,212	4,852	20,397	14,024	648	1,202	2,382
	補正前	2,640	4,856	20,387	13,213	648	1,397	2,382
	比 較	△428	△4	10	811	0	△195	0
	区分	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給付費	宿日直手当	浄水場管理手当	
	補正後	12,747	167	930	13,658	0	0	
	補正前	12,747	167	930	13,658	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 内 訳		説 明	備 考
給 料	△ 73	人事院勧告に伴う見直し等	△ 73	人事院勧告に伴う見直し等	給 料 △ 73
手 当	194	人事院勧告に伴う見直し等	194	人事院勧告に伴う見直し等	扶 養 手 当 △ 428 地 域 手 当 △ 4 期 末 手 当 10 勤 勉 手 当 811 通 勤 手 当 △ 195
共済費	212	人事院勧告に伴う見直し等	212	人事院勧告に伴う見直し等	法 定 福 利 費 212

